

平成24年八郎潟町議会6月定例会 会議録

第1日目 平成24年6月6日(水)

- 議長 小野廣 おはようございます。開会に先立ちまして、私から一言申し述べたいと思います。去る4月4日に発生しました暴風について、住居並びに非住家、また農業施設など、多大な被害がありました。災害に遭われました皆様に、心からお見舞いを申し上げます。ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、八郎潟町議会6月定例会は成立いたしました。
- これから、6月定例会を開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。
- 日程第1、会議録署名議員の指名については、会議規則第120条の規定により議長より指名いたします。7番 北嶋賢子君、8番 村井剛君を指名いたします。
- 次に、日程第2、会期の決定については、議会運営委員長 伊藤秋雄君の報告を求めます。1番 伊藤秋雄君
- 1番 伊藤秋雄 おはようございます。私から、6月定例会の日程・運営等について審議いたしました、当議会運営委員会の審議経過と結果について、ご報告いたします。
- 去る5月28日午前10時から第一委員会室において、当局より町長、総務課長が出席し、委員会が開かれました。
- 今回の定例会の議案は、平成23年度補正予算および条例の一部改正の専決処分案件が5件、平成24年度補正予算関係が6件、条例の一部改正関係が4件、町道路線の認定など併せて18議案であります。その他、報告は繰越明許費繰越計算書3件であります。一般質問者は5名となっております。また、請願・陳情は1件であります。
- 次に、平成24年度の議員派遣につきましては、6月の23日から25日は、東日本大震災の状況、及び本町の出身者の集う関東ふるさと会への出席、並びに国会の陳情などであります。
- また、県の議員研修会が7月23日秋田市で、また南秋田郡議員大会が、8月3日、本町の農村改善センターで開催されます。
- 従いまして、今定例会の会期は皆様に配付した資料のとおり、本日6日から8日まで3日間で行うことに決定いたしました。
- 最後にひと言付け加えますが、昨年度も実施しておりますが、県議会や市町村でも節電、省エネ、暑さ対策としてクールビズを励行しております。そこで本会議の対応については、議会運営委員会で協議いたしました。6月議会から9月議会まで、ノーネクタイで出席もよいことに決定いたしました。以上、議会運営委員会の報告といたします。審議の程、よろしく願いいたします。
- 議長 小野廣 今定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日6日から8日までの3日間と決定してご異議ございませんか。
- (異議なしの声あり)
- 議長 小野廣 ご異議なしと認め、本日から8日までの3日間と決定しました。
- なお、運営委員長の報告にもありましたが、クールビズの期間ですので、暑い場合は上着を脱いでも結構ですので、よろしく願いいたします。
- 答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課課長、会計管理者であります。これより町長の行政報告を求めます。
- 町長 島山菊夫 おはようございます。行政報告を申し述べます。
- (町長の行政報告 別紙のとおり)
- 議長 小野廣 これより、町長の行政報告に対する質問をおこないます。
- なお、一人一問程度で簡潔にお願いします。質問のある方は挙手をしてください。
- はい、5番 近藤美喜雄君
- 5番 近藤美喜雄 いま町長の報告書の2ページにありますけれども、一般住宅の被害の関係です。と言いますのは、今日出てくる前に一般の方から電話がありまして、運動会の時に、見舞いを受けた話を聞いた、という風なことがあります。我々もまず被害には遭ってるけれども、どの程度でどうなった人方が、見舞いを受けてるのかということがわからない訳

ですよ。これはある程度、こういう風な被害が出たので、町の要項で定めてるこの程度以上の基準の方が該当になって5名の方が見舞いを受けました。という風なことなどが、もしお知らせいただければすんなり分かるんでないかな、と思いますけれども、そこら辺どの程度の被害の人が5名なのか、そこら辺我々にちょっとご紹介いただければ。

町民課長 落合智 近藤議員さんお尋ねの件についてお答えいたします。

見舞金の給付対象はですね、災害弔慰金の支給等に関する条例に該当しない災害が、該当するわけですが、その中で死者、行方不明者が20万、火災の類焼による場合、あるいは火災以外の災害による場合、というような形で見舞金を準備しております。

今回の場合、風の災害ということで、火災以外の災害による場合ということで、その中で一部損壊という風になっております。一部損壊2万円の対象となっております、その一部損壊の対象の基準というものが内規で定めております。その内規によりまして、総床面積の20%以上の被害があった場合は一部損壊の方に当てはまります、というような形で今回5件の対象世帯があるということになります。あくまでも住家ということでした、非住家の場合は対象になりません。

5番 近藤美喜雄 概要はわかりましたけれども、町民の方方で、私は聞かれた人にはある程度お知らせできますけれども、こういうことでお見舞いをした方々もいますよ、ということがわかるようにしていただければな、と思っています。もしこれあの支障ないんだと思いますけれども、議員の方方も、できれば要項を後で配付していただければなと思いますけれども、その点一つ、よろしくお願いたします。

議長 小野廣 他にございませんか。はい、2番 菊地文人君

2番 菊地文人 先程の近藤議員さんの関係と似ているような感じになりますけれども、結構な被害状況ということになってますけれども、他の市町村に比べればあれですけども、他の市町村では臨時議会とか開催いたしまして、結構きちんとした報告をされてるようですが、本町の場合は、これ4月の3日ですので既に2ヶ月経過している訳ですけども、報告が遅れた理由はこういった理由なのかお知らせ下さい。

町長 畠山菊夫 報告が必要なのかどうかということなんですけれども、私方としては6月定例会の中で補正予算をつけながら議員の皆様へ報告しようということで、臨時議会を開かなかった訳でありますけれども、他の自治体の臨時議会を見ますと、他の関連予算をつけながら開いたところが多く、その点ご理解をいただきたいと思っております。

議長 小野廣 他にありませんか。はい、7番 北嶋賢子君

7番 北嶋賢子 7番 北嶋賢子です。いま町長の行政報告の中で、岩手県の災害廃棄物への対応について話されました。福島のように放射能とかがあるようであれば、問題なんですけれども、岩手県のゴミ処理本当に難儀しているものですから、少しでも協力してやれなかったものかどうか。例えば1回で入れないということであれば、どこか場所を借りてそこに置いて、後でそこから運んで投入してもよかったですでないかなと思いますけれども、そこら辺もう一回お願いします。

町長 畠山菊夫 行政報告でもありましたけれども、廃棄物の運搬の大型車両では、施設に直接投入することは困難であります。何処かにストックしたらどうかということでありますけれども、それになると何処にするのかという問題。それと、何処の場所にストックするにしてもストックヤードというものが必要な訳であります。飛散しないように。建物も頑丈に。仮に施設を作ったとしても、だいたい4千4百万程の試算が出されております。そういうことありまして非常に困難である、ということが判明いたしました。私共としても、隣の県でもありますし、人道的にはやりたい気持ちでおる訳ですけども、当施設は規模的にも非常に小さい施設でございます。色んなことがございまして搬入できなかったことを、ご理解いただきたいと思っております。

議長 小野廣 他にありませんか。はい、10番 畠山金美君

10番 畠山金美 行政報告にないことなんで、質問していいか迷ったんですが、この間、真坂に熊がで

ました、という防災無線。緊急事態なわけですので、前の一般質問の中でも、ネットと同時配信できないものか、という質問した際に、町長のお考えとしては、職員の事務方の手続き上の色んな理由があって、同時配信は無理じゃないかという答弁があったわけなんですけど、今回も当然ネット配信はしてなかったんですけども、町長のお考えとして、こういう緊急事態に対しては、やはり防災無線と同時配信があった方がいいのではないかなと、私としては思うんですが、町長の個人的な答弁をお聞かせください。

議長 小野廣 これ本当は、町長の行政報告に対する質問ですので、これにまず無いので。はい、畠山町長

町長 畠山菊夫 当日連絡きまして、その、確認してからでなければ、なかなか、どこに出たとか確認して連絡した本人とお会いしながら、すぐに行ったと思いますけども、そういうこと確認しながら対策を講じたと思いますけども、その点ちょっと私。

産業課長 渡部広保 いずれ町民の方から、子熊を目撃したということで、早朝でしたけども、連絡が入りまして、連絡を受けたのは役場に来てから、ということでしたが、すぐ担当と現地確認に行ったわけですが、もう既に目撃した方がおりませんでしたので、実際出た場所等確認できませんでしたが、そしてまた熊だったのかも確認できなかったわけですが、とりあえず熊という情報が入りましたので、これから熊が出てくる季節でもありますので、町民の方々に対してとりあえず、防災無線でお知らせしようということでお知らせしたわけでありませう。

10番 畠山金美 議長に注意されたわけなんですけど、行政報告に載ってる以外のことは質問してはならない、ということか、改めて確認したいと思いますが。私は個人的に今回の日程の中の行政の内容で町長のお考えを尋ねたわけなんですけど、この辺質問できないのかどうか、お願いいたします。

議長 小野廣 まず行政報告に対する質問が主でございますので、できればこの後から、行政報告以外のものは控えていただきたいと思います。他にありませんか。はい、4番 金一義君

4番 金一義 先程2番さんの質問と関連しておりますが、今回もいつも思うことなんですけども、専決処分というのが29号から33号までございます。だから専決処分でなく、その間に関連した議案等で臨時議会等を開催する期間がなかったのかどうか、我々、報酬審査審議会の回答を見ますと、委員の方々は出席日数云々で報酬を下げた、我々下げたんですけども、それに対する注釈付いておったわけなんですけども、我々議員としても細かいことであっても臨時議会を招集して当局の意見を、まあこれは条例等のことで大したことないから専決という形になったんだと思うけども、その間においても町の色んな面での報告等があるかと思っております。そういうことを踏まえて、そこら辺の今後の対応をどうされるのかをお伺いします。

町長 畠山菊夫 判断的なものだと思います。ですから、例えば今回議案の中には色々専決処分があります。条例改正でも何でも、ただ中には臨時特例措置法などの急に出てくるものもあるわけなんです。そうした場合に、本当に臨時議会を開くのか、となると色々な判断基準がありますけども、議員の皆様方の議会運営委員会もありますので、もし必要だとすれば、それはそれで委員会の中で対応して、やはり当局に働きかけるとかしていただければ、うちのほうも、それは議員さんの皆様方必要となれば、検討したいと思っております。

4番 金一義 私、議会運営委員長さんにも、専決多いんでないかとお話したことがありますけれども、そうするとこれ内々のことなんであれだけれども、要するに当局の方には、そういうお話は伝わっていないということで解釈してよろしいですか。

町長 畠山菊夫 何のことですか。

議長 小野廣 金さん、もう一度。

4番 金一義 要するに、いま町長が議会の中のことは議会運営委員会で相談しなさい、結論からいうとね。そういうような結論のようなお話だったので、それで私はうちの方の議会運営

委員長さんに、専決が多すぎるんでないかということで、臨時議会云々ということで議会運営委員長にはお話してあります。そういうことがそうすると町長の答弁お伺いすると、届いていなかったのかな、そうすれば再度議会運営委員長の方にお問い合わせしておりますので、そこら辺ちょっと。

町長 畠山菊夫 私の所には届いておりません。事務局の方にも届いておりません。

4番 金一義 そうですか。わかりました。

議長 小野廣 他にございませんか。なければこれにて町長の行政報告に対する質問を終わります。次に、日程第3、議案第29号から、日程第20、議案第46号までの18議案を常任委員会に付託する関係で一括上程したいと思いますが、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 小野廣 ご異議なしと認め、そのように決定しました。議事日程については、配付している日程表のとおりであります。提案理由の説明を求めます。

町長 畠山菊夫 提出議案の概要と提案理由についてご説明申し上げます。はじめに
議案第29号 平成23年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)の専決処分について

平成22年度国民健康保険療養給付費等負担金が、平成24年3月2日付けで交付額が確定となり、その精算金として国庫・県費負担金償還金に543万7千円を追加したものであります。

議案として議会に提出する必要がありましたが、議会の議決を経るいとまがなかったので、これを専決処分したもので、これについて議会に報告し、その承認を求めるものであります。

以上が、国民健康保険特別会計補正予算(第5号)の専決処分の内容であります。

議案第30号 平成23年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算(第6号)の専決処分について

平成24年度の介護保険法一部改正に対応するために、介護保険システム改修事業として、367万5千円を予算措置しておりましたが、年度内に執行する事が困難であることから繰越明許するものです。

議案として議会に提出する必要がありましたが、議会の議決を経るいとまがなかったので、これを専決処分したもので、これについて議会に報告し、その承認を求めるものであります。

以上が、介護保険特別会計補正予算(第6号)の専決処分の内容であります。

議案第31号 平成23年度八郎潟町一般会計補正予算(第8号)の専決処分について

このたびの日本海側を中心とした記録的な大雪を受け、市町村が管理する道路の除雪費に対し、臨時特例措置として、350万円の国庫補助金が交付されました。このことから歳入の財源を振り替えしたものであります。

議案として議会に提出する必要がありましたが、議会の議決を経るいとまがなかったので、これを専決処分したもので、これについて議会に報告し、その承認を求めるものであります。

以上が、一般会計補正予算(第8号)の専決処分の内容であります。

議案第32号 八郎潟町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成24年法律第17号)が平成24年3月31日に公布されたことに伴い、八郎潟町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

主な内容は、国民健康保険税所得割の算定基礎となっている譲渡所得について、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限を3年から7年にすることに伴う一部改正であります。

議案として議会に提出する必要がありましたが、施行日前に議会の議決を経るいとまがなかったため専決処分したものであり、これについて議会に報告し、その承認を求めるものであります。

議案第 33 号 八郎潟町町税条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方税法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 17 号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成 24 年政令第 109 号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 24 年総務省令第 28 号）が、平成 24 年 3 月 31 日付けで公布されたことに伴い、八郎潟町、町税条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容は、固定資産税について、平成 24 年度の評価替えにあたり、原則として従来の土地に係る負担調整措置等を継続することとしましたが、住宅用地に係る据置特例については、不公平是正の観点から廃止することとしました。ただし、納税者の負担感等を考慮して、平成 24 年度及び平成 25 年度に段階的な経過措置を講ずることとしたほか、地方団体の自主性・自立性を高める観点から、一部の特例措置等について、課税標準の軽減の割合を一定の範囲内で条例に委任することとしたなどであります。

議案として議会に提出する必要がありましたが、施行日前に議会の議決を経るいとまがなかったため専決処分したものであり、これについて議会に報告し、その承認を求めるものであります。

議案第 34 号 八郎潟町印鑑条例の一部を改正する条例について

住民基本台帳法（平成 21 年法律第 77 号）及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき、日本国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 21 年法律第 79 号）の一部を改正する法律が、平成 24 年 7 月 9 日付けで施行されることに伴い、所要箇所を改正するものです。

議案第 35 号 八郎潟町公告式条例の一部を改正する条例について

議会改革特別委員会において、八郎潟町議会傍聴人取締規則の名称を変更することに伴い改正するものです。

議案第 36 号 八郎潟町敬老祝い金条例の一部を改正する条例について

この条例の一部改正については、議案第 34 号提案理由と同様であります。

議案第 37 号 八郎潟町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

この条例の一部改正についても、議案第 34 号提案理由と同様であります。

議案第 38 号 町道路線の認定について

三倉鼻 3 号線は、未舗装であるため、町道に認定して整備をするものであります。

議案第 39 号 秋田県町村土地開発公社の解散について

本町においては、秋田県町村土地開発公社に委託しなくても公共用地の取得が支障なく行える状況であることから、同公社設立当初の目的が達成されたと認められるため解散しようとするものであります。なお、設立団体の議決を経て、その後、知事の認可を受けて解散となります。

議案第 40 号 秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

住民基本台帳法の一部改正に伴い、秋田県後期高齢者医療広域連合の規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第 291 条の 11 の規定により、本案を提案するものであります。

議案第41号 平成24年度八郎潟町一般会計補正予算（第1号）について

1 ページ、歳入歳出にそれぞれ1,920万8千円を追加し、歳入歳出の予算総額を25億521万4千円としております。

第2条の債務負担行為は、4月3日から4日に発生した暴風により、被害を受けた農業者の再生産に向けた取り組みを支援するため、県単資金を創設し、県と市町村が一体となって融資機関に対する利子補給の措置を講じ、貸付残高の100分の1.6125に相当する利子補給を設定するものです。今回は対象者がいないため債務負担行為のみとし、今後、対象者がいた場合、9月補正から予算措置をしております。

歳入の主なものは、11ページ、県支出金・児童福祉費補助金には、保育対策等促進事業補助金に53万3千円を追加しております。これは、県単補助事業の病児・病後児童保育事業によるもので、3分の1補助されます。児童手当システム改修事業費補助金には、法改正に伴うシステム改修費として194万2千円を追加しております。

農業費補助金には、えだまめ日本一産地条件整備事業費補助金に275万2千円を追加しております。農業生産施設復旧支援事業費補助金には、4月に発生しました暴風により、パイプハウスの全壊又は半壊の被害に、県から3分の1補助されるもので、237万6千円を追加しております。

13ページ、諸収入の建物災害共済金には、積雪や落雷・暴風被害に対する共済金として、323万3千円を追加しております。

なお、前年度繰越金には、794万5千円を追加しております。

次に、歳出の主なものは、17ページ、総務費・庁舎管理費の修繕料には、暴風により庁舎屋上防水シートの剥離及び笠木や留め金の破損被害の修繕と、高置水槽の経年劣化による排水管等の交換を合わせ、65万9千円を追加しております。

企画費の修繕料は、暴風により創作館の屋根剥離の被害がありましたので、57万8千円を追加しております。

21ページ、民生費・老人福祉費の老人福祉施設措置費負担金は、養護老人ホーム措置費1人分の不足額として、125万5千円を追加しております。

児童福祉総務費の国有地借上料16万7千円及び国有地取得費66万5千円の追加は7・8区児童館敷地の一部が国有地であることから、既往使用料10年間分とその土地の取得費であります。

児童館土台改修工事は、9・10区児童館の土台が腐食していることから、改修工事費として108万9千円を追加しております。

児童措置費の児童手当システム改修委託料は、4月から「子ども手当」が「児童手当」に変更され、その法改正に対応するためのもので、システム改修費、194万3千円を追加しております。これは、全額補助となっております。

病児・病後児童保育事業費補助金106万6千円の追加は、児童が保育中に「体調不良」となった場合において、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応をする看護師等を1人配置した場合に補助するものです。県と町からそれぞれ3分の1が補助されます。

25ページ、農林水産業費・農業振興費のえだまめ日本一産地条件整備事業補助金には、1団体1個人が要望しておりましたが、この度、その内示がありましたので、275万2千円を追加するものです。

農業生産施設復旧支援事業費補助金は、暴風による販売農家のパイプハウス被害に対して補助するものです。本町では、全壊22件、半壊15件ありました。これらに対し、県では3分の1の補助を決定しており、町でもこの事業に対して3分の1を嵩上げ補助するもので、合わせて475万3千円を追加するものです。

農村環境改善センター管理運営費の修繕料には、暴風により屋根剥離の被害がありましたので、222万4千円を追加するものです。

27ページ、土木費・除雪対策費の修繕料は、除雪作業中に損傷した公共下水道マンホールポンプ配電盤の修繕で、109万2千円を追加しております。

29ページ、公共下水道事業特別会計繰出金は、人件費と公共柵設置に関するもので、38万6千円を追加しております。

教育費・事務局費の放射性セシウム検査食材は、学校給食における食材の放射能物質の検査で、20品目分、2万3千円を追加しております。

小学校費の修繕料は、暴風により音楽室屋根の剥離及び西側風除室の被害に伴うもので、総額56万3千円を追加しております。

31ページ、体育館外部改修工事は、屋根軒天及び唐草と外壁を補修するもので629万7千円を追加しております。

中学校費の修繕料 96万6千円は、暴風による校庭の倒木被害によるものです。
幼稚園費の修繕料 100万3千円は、暴風による園舎の破風の剥離、落雷による自家発電設備の故障、落雪による園舎の外壁破損を修繕するものであります。
なお、各項目に計上されている人件費については、職員の人事異動や共済費の率変動等に伴うもので、34、35ページ、「給与費明細書」に内訳ごとの総額を記載しております。特別職 7万6千円、一般職 1,025万円、総額で 1,032万6千円を減額しております。

以上が、一般会計補正予算（第1号）の概要であります。

議案第42号 平成24年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

37ページ、歳入歳出にそれぞれ 2,591万7千円を追加し、予算総額を 7億1,402万6千円としております。

歳入の主なものは、42ページ、国民健康保険税には、総額で 100万4千円を、療養給付費等交付金には、748万2千円を、前期高齢者交付金には、交付決定により 322万4千円を、それぞれ追加しております。

なお、これら財源不足を補うため、前年度繰越金を 1,420万7千円追加しております。

歳出の主なものは、44ページ、昨年度の実績を勘案し、保険給付費の療養諸費に、総額で 2,000万7千円を、高額療養費に総額で、566万8千円をそれぞれ追加しております。

47ページ、諸支出金の国庫県費負担金償還金は、平成21、22年度分の高額医療費共同事業負担金過誤調整によるもので、20万7千円を追加しております。

以上が、国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の概要であります。

議案第43号 平成24年度八郎潟町公共下水道事業特別会計への繰り入れの補正について

一般会計から公共下水道事業特別会計への繰り入れについて、地方財政法第6条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第44号 平成24年度八郎潟町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

51ページ、歳入歳出にそれぞれ 38万6千円を追加し、総額を 3億4,735万4千円としております。

55ページ、歳入では一般会計繰入金に 38万6千円、歳出では、下水道維持管理費の修繕料に 49万6千円をそれぞれ追加しております。この修繕料は、公共樹が設置されていない土地に、新たに設置するためのものであります。

人件費は、56ページ「給与費明細書」に記載しております。

以上が、公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の概要であります。

議案第45号 平成24年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

57ページ、歳入歳出からそれぞれ 9万9千円を減額し、総額を 6億8,115万2千円としております。

この度の補正は、人件費によるものであり、62ページ「給与費明細書」に記載しております。

以上が、介護保険特別会計補正予算（第1号）の概要であります。

議案第46号 平成24年度八郎潟町上水道特別会計補正予算（第1号）について

63ページ、収益的支出に 373万5千円を追加、総額を 1億4,586万7千円としております。

67ページ、今夏停電があった場合の危機対策として、90日分の発電機用軽油 6万5千円と発電機リース料 399万1千円をそれぞれ追加しております。

人件費は、68ページ「給与費明細書」に記載しております。

以上が、上水道特別会計補正予算（第1号）の概要であります。

以上、よろしくご審議の上、何卒ご可決くださるようお願い申し上げます。

議長 小野廣 これより議案に対する質疑をおこないます。
始めに、議案第29号についての質疑をおこないます。質疑ありませんか。
はい、5番 近藤美喜雄君

5番 近藤美喜雄 先程の行政報告の質問の中でも、専決の関係とあるいは報告の関係について質問があったわけですが、それと関連しますが、うちの方で調べてみたら昨年も専決が5件、今年も5件ということで、あと法律改正が3月の末におこなわれている関係については、これは理解できるわけで、それから繰越明許なんかも理解できると思います。
ただ、私ちょっとわからないのは、29号の関係については、どうしてなのかなと疑義がございます。というのは先程言いましたように説明がありましたが、3月2日付けで交付の決定なり通知をいただいていると、そうすると定例会が3月6日から16日に開催されています。16日が金曜日で、金曜日が終わって月曜日が19日、19日の日に専決処分している、ということになるわけですが、3月5日で来ているものが、どうして定例会の追加等が出てこなかったのか、という疑問があります。この点について、どういう風なことなのか、これをご説明いただきたいと思います。
それからですね、もう一点は、当然専決をするということは、何としても使わなきゃいけないという関係で専決するわけなんですけども、この予算執行はいつ行われているのか、この2点を説明いただきたいと思います。

福祉課長 伊藤則彦 近藤議員さんにお答えいたします。実は3月2日付けというのは、あくまでも県の方の発出日でございます。本町では3月7日に受付しております。その文面によりますと、3月30日までに返事返してください、という文面になっておりますので、それに基づいて請求して執行してございます。

5番 近藤美喜雄 3月2日付けの日付で決定いただいている、ところが実際は7日ということですか。それからもう一つ、さっき言いましたけれども、執行された日にちはいつなのか。

福祉課長 伊藤則彦 本町の受付日が3月7日になってます。県の方の発出日が3月2日となっておりますけれども、本町では3月7日に受付しております。期限が3月30日になっておりますので、この返還金は3月30日までに執行してございます。おそらく30日だと思いますけれども、後で確認してまたご報告いたします。

5番 近藤美喜雄 日にち、7日に町が受け付けたと聞きましたけど、これは県の方から連絡等があったものと私は思いますが、把握しているのは3月2日付けで出てる書類があるので、当然状況は把握されてると思いますが、全然話しされてなかったのかどうか分からないけども、そこら辺が非常に議会議を控えていて、ちょっとなんかどうかと、議会終了後であればまだ話はわかるし、専決処分も理解できるんですけども、そこら辺が、ややもすれば専決が多いとか安易にやっつてるのではないかと、誤解を受けることになりますので、今のような確認をさせていただきました。その件ちょっと引っ掛かるので確認させていただきました。
本来こういう風なものというのは、全く寝耳に水で入ってくるようなものではないだろう、という風に思いますけれども、全然まったく状況が把握できていなかったのかどうか、もう一回。

福祉課長 伊藤則彦 実は今回の決定通知ですけども、平成22年度の精査分でございます。これについての経緯ですけども、当然22年度4月に当初申請してございます。そのあと22年5月に交付決定してございます。そのあと翌23年1月に、それまでの実績にともなって交付申請しております。そのあと23年3月末に交付決定がきてございます。同じく23年6月に実績報告してございまして、そのあと色々係数があるわけですが、仮算定から本係数になって本算定しまして、23年10月に実績報告、そのあとこの確定通知までは法的な通知はきてございません。
ただ、県の方からメールで、こういった旨は入った経緯がございますけども、それについて本町の方で若干確認の作業が怠っていたのかなという経緯はございます。それについてはお詫び申し上げたいと思います。以上でございます。

議長 小野廣 他にありませんか。29号について。
29号についての質疑を終わります。

次に、議案第30号についての質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 小野廣 質疑なしと認めます。よって議案第30号についての質疑を終わります。
次に、議案第31号についての質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 小野廣 質疑なしと認めます。よって議案第31号についての質疑を終わります。
次に、議案第32号についての質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 小野廣 質疑なしと認めます。よって、議案第32号についての質疑を終わります。
次に、議案第33号についての質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 小野廣 質疑なしと認めます。よって、議案第33号についての質疑を終わります。
次に、議案第34号についての質疑を行います。質疑ありませんか。
はい、北嶋賢子君

7番 北嶋賢子 34号、36号、37号が関連だと、さっき説明ありました。これ外国人のことだと思えますけれども、この町に対象となる人がいるのかどうか、確認でございます。

町民課長 落合智 対象者は今のところ24名です。

議長 小野廣 議案第34号についての質疑を終わります。
次に、議案第35号についての質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 小野廣 質疑なしと認めます。よって、議案第35号についての質疑を終わります。
次に、議案第36号についての質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 小野廣 質疑なしと認めます。よって、議案第36号についての質疑を終わります。
次に、議案第37号についての質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 小野廣 質疑なしと認めます。よって、議案第37号についての質疑を終わります。
次に、議案第38号についての質疑を行います。
はい、4番 金一義君

4番 金一義 町道認定と整備とありますけれども、もうちょっと詳しくご説明お願いしたいんですけども。

総務課長 渡部博英 金議員さんの質問にお答えいたします。
町道路線の認定でございますけれども、平成22年9月定例会で議決していただきました、三倉鼻の町有地の関係での、町道路線の認定でございます。

平成22年11月11日に、町から三種町の進藤さんという方に所有権が移転しております。契約では、平成25年3月末日までに建設をしなければならない、ということになっております。

町では進藤さんに売却した土地の前面にある公衆用道路があるために、建築確認が下りるものと思っておりました。しかしながら、売却した土地と公衆用道路の間に、町の雑種地がありまして、公道と2メートル以上接していない、ということが判明いたしました。その関係で建築確認の許可が下りませんでした。県の建築課と協議をいたしまして、前面道路をみなし道路として建築確認申請をし、県の建築審査会の許可を得て、建築確認の許可をとってもらうことになっておりました。

しかしながら、既設のプレハブの2階建ての建築物が違法建築との指摘がありまして、建築確認の許可が下りそうにない、ということでありました。県から、売却した土地の前面の道路を町道に認定し、認定後、建築確認申請の手続きを進めた方が早い、という

指導もありまして、今回売却時の前面の道路を町道認定するものでございます。

4月26日に進藤さんという方にお会いいたしまして、謝罪いたしました。今後のことについてもお話しし、本人から了解を得ております。また、県の建築課とも協議し町道認定を速やかに確認申請の許可が下りるように調整済みですので、よろしくお願いしたいと思っております。以上です。

4番 金一義 説明を求めたのは、そういう理由で買った本人が建築するために町に建築確認したら、許可が下りないと、要するに、その当時は、町としてこういう売り方していいもんだか、というような話が私の方へ入っておったんです。それで今ここにちょうど町道認定ということで、そういう細かいことを書かないで、ただ町道認定という形でありますけども、やっぱりそういう附帯説明というのは、この議会で、なんでここだけこの距離だけを認定したのかということ、やっぱり議員の方々にも説明しないと、委員会で説明するのかわからないですけども、やっぱりそういうこと、はっきりしてもらわないとね、皆さん知っておればいいんですけど、知らない人は知らないままで終わると思うわけですよ、んなもんで、町としてもあそこの町有地を売買する場合ですね、そこら辺の感覚がなかったのかどうか、我々も賛成する場合もそこら辺ははっきり確認しないで賛成してるわけなんですけども、そういう形のもので、町としての責任感ですね、そういうのどのよう
に捉えているか、そこら辺町長から一言。

町長 畠山菊夫 進藤さんには、大変ご迷惑をおかけしたことと思っております。色々ご報告しながら提案理由でも言えばよかったわけなんですけども、その辺は本当に議員の皆さんに申し訳なく思っております。当初しっかり対応できなかったことも不備の一つだと認識しておりますので、今後しっかり対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

4番 金一義 いま総務課長から、建築確認という話がありましたので、速やかに事務執行の方をよろしくお願い致します。以上です。

議長 小野廣 他に38号について質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 小野廣 質疑なしと認めます。よって、議案第38号についての質疑を終わります。
次に、議案第39号についての質疑を行います。質疑ありませんか。
はい、4番 金一義君

4番 金一義 今日の魁紙の朝刊に載っておるので、これだと思うんですけども、出資金を速やかに返還する、解散時に、とありますけども、我が町ではどのくらいの出資されておるんですか。早いようなんですけどもお知らせ願えれば。

総務課長 渡部博英 本町の出資金の額ですけども、823,600円かかっております。

議長 小野廣 他に39号についてありませんか。
ないようですので、議案第39号についての質疑を終わります。
次に、議案第40号についての質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 小野廣 質疑なしと認めます。よって、議案第40号についての質疑を終わります。
次に、議案第41号についての質疑を行います。質疑ありませんか。
ないようですので、質疑なしと認めます。よって、議案第41号についての質疑を終わります。
次に、議案第42号についての質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 小野廣 質疑なしと認めます。よって、議案第42号についての質疑を終わります。
次に、議案第43号についての質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 小野廣 質疑なしと認めます。よって、議案第43号についての質疑を終わります。
次に、議案第44号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

- 議長 小野廣 ないようですので、質疑なしと認めます。よって、議案第44号についての質疑を終わります。
次に、議案第45号についての質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)
- 議長 小野廣 質疑なしと認めます。よって、議案第45号についての質疑を終わります。
次に、議案第46号についての質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)
- 議長 小野廣 質疑なしと認めます。よって、議案第46号についての質疑を終わります。
次に、日程第24、請願・陳情についてを上程します。お手元に配付しております請願・陳情は1件であります。提出された議案並びに請願・陳情を各常任委員会に付託することに、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議長 小野廣 ご異議なしと認め、各常任委員会に付託することといたします。
事務局長から、委員会室を報告させます。
- 議会事務局長 千田清 私から、委員会室を報告いたします。総務教育常任委員会は第1委員会室、民生産業常任委員会は、第2委員会室でおこないます。
- 議長 小野廣 これより、各常任委員会を開いていただきます。
明日は、午前10時より本会議を開きます。
本日の会議は これをもって散会いたします。ご苦労様でした。

(午前11時25分)

平成24年八郎潟町議会6月定例会 会議録

第2日目 平成24年6月7日(木)

議長 小野廣 おはようございます。ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、八郎潟町議会6月定例会は成立いたしました。
これより本日の会議を開きます。

4番 金一義 議長！議長に質問がございます。今日の一般質問のことでございますけれども、自分は1番でございますけれども、自分の通告してある質問の中には、町長が2期目に挑戦する云々という通告がございます。それで先般、町長さんのお話で、この質問には答えられない部分も生じる、というようなお話しが、内々で私が承ったわけでございます。それで、2番さんが、町長選にということ通告してあるようですが、その場合、私としては、通告したものは3月の1番議員の質問の中で、町長選立候補するかどうかということを町長に聞いております。その段階で町長は6月議会で表明します、ということをおっしゃったと思います。それを踏まえて、どの段階で表明するかは把握しておらなかったんですけども、要するに6月になると、ということでこういう通告文にしたわけなんです。

そこで、議会運営委員としても、このものを採用されておりますけれども、その中でどういふ話されたかわかりません。役場の中でも、この通告はちょっと違うんじゃないか、というような内容の話もあったように聞いております。そこら辺になると、自分は真摯に通告したんですけども、そういう話になると、どのような形で質問をしたらよろしいでしょうか。

2番さんは3期目に1番後段に町長選についてという文言がありますけれども、町長さんとしては、まだ表明もされていないのに、この質問は、という、どうなのか私わからないけれども、こっちは3期の段階で6月で表明するんだと、いつの段階というのは聞いてなかったんですけども、話されたとき町長さんが、行政報告ではしないんですか、と私聞いたら、その時はしない、ということで議員の中にそういうこと書いてる人いるもんだから、というような話だったんです。

それで私も、ちょうどその日、議会運営委員長もおったんですけども、帰り道に話した経緯がございますけれども、その取り計らいをまず議長にお願いいたします。

議長 小野廣 4番 金一義君の今の質問に対して、私個人としては、金さんの通告書を受理しておりますので、通告書に従って質問していただきたい、と思っております。

4番 金一義 ただね、これ町長さん覚えてるすよね、私に言ったのね。

町長 畠山菊夫 個人でのやりとりですか。

議長 小野廣 暫時休憩します。

(休 憩)

議長 小野廣 再開します。
答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課課長、会計管理者であります。これより一般質問を行います。

なお、今定例会より一般質問は一括質問一括答弁方式、一問一答方式の選択制としております。質問者の方式については配付しております一般質問の要旨に記載しております。質疑時間は一人1時間以内となっておりますので申し添えます。

最初に4番 金一義君の一般質問を行います。

4番 金一義 おはようございます。朝からお騒がせして申し訳ございませんでした。ただ、一応先程近藤議員もおっしゃったように、こういう事が無いように、と思ってこういう形でやらせていただきましたので、そこら辺、悪く思わないでいただければ幸いです。

では通告に従って質問に入らせていただきます。今回の通告の質問は、現在施行しております町制に対する質問と、町長の2期目に挑戦する最大の抱負と、今後の町政について質問をさせていただきます。

4月3日、深夜からの暴風雨による被害に遭われた皆様には、心よりお見舞いを申し

上げます。また、農業施設の被害では、育苗ハウスに大きな被害が出ており、農家の方々が苗作りに苦心をした春でしたが、その苦勞を乗り越え無事田植えも済み、雨上がりの今朝の水田も一面が緑の絨毯で埋まっています。豊作の予感がいたしました。

さて、我が国の出生率が1.35まで下がっており、人口の絶対数も2005年から減少に転じ、本格的な人口絶対減の社会が到来しました。他方では、急速な高齢化が進行し、それと平行し、経済基盤も縮小しております。

秋田県も先般、発表したデータによりますと、今回の主要な統計の数値と全国順位をまとめ、人口や産業、生活などを、15年前を100とした指標の比較を表しました。この指標によりますと、今年の本県の生産年齢人口は、15才から64才の全人口に占める割合は、6割を切り、全国で45番目に位置しており、一方65才以上の人口を示す老年人口の割合も、29.5%と、全国でトップになっております。また、40代前半だった平均年齢は、49.3才で、同じく全国1位で、高齢化の進行による弊害も出ております。

産業界における県内企業の事業所数も、15年前を100とした場合、現在は17%も減少しておると発表されます。更に農家人口にもふれ、秋田県の農家人口比は、15年前には県人口に対して33.1%でしたが、今年度の農家人口比は18%に減じておりますが、農家人口は県全体では195,138人で、全国1位の就農率を表しております。

この数字がそのまま我が町にも反映され、農業が我が町の主たる基幹産業と位置付けておるのも事実です。また、調査にあるように、例に漏れず本町も高齢化が一段と進んでおり、町の元気も益々失われておるのも現実であり、この閉塞感を打破するためにも、力強い政策を求めるものであります。

また、21世紀は人類にとって希望に満ちた社会になるか、との各国の中高生の意識調査がありますが、その問いに米国では86%、韓国では71%、フランスでは64%がそう思うと答えておりますが、日本の中高生の場合は、そうは思わないと答えたのが62%も占めていたとあります。この結果から見えてくるものは、若者が夢を持てる国をどのように作るかではないでしょうか。

ここで通告に従って質問に入らせていただきますが、先程も町長さんをお願いしておりますが、真摯な答弁をお願いいたします。

質問1、町長の2期目に挑戦する最大の抱負と、政策を示してください。

1期目の町長選につき、町長は幅広い色々な分野で公約をし、選挙戦に臨んでおります。任期もあと数ヶ月となり、この期間内での公約した政策の達成度の評価のできたものと、手付かずのものがあるかと思っております。今期2期目を表明するにあたり、特にこれは実行するものと、町民に示す活力のある新しい政策もあろうかと思っておりますので、ここで表明して下さるようお願いいたします。

また本日、1期目に公約された次の6項目について通告しておりますので、よろしくお願いいたします。

1. 農業政策について

農業従事者の約60%が、65才以上と言われております。その高齢化問題、後継者問題等、農業政策には大きな問題が多々あります。我が町でも、このような問題を解決すべく、各項目の政策について今一度ご答弁をお願いいたします。

グローバル化する社会の中で、地域が経済的にも自立して生き残るには、特に我が町の基幹産業として位置付けている農業を、地域ごとに異なる気候や土壌を活かした、全国一律ではない我が町に特化した農業の振興策を考えることも当然のことであろうかと思っております。更には、この先参加するであろうTPPの問題等、その他の問題も山積しております。

今現在、取り組みの中でも特に町長が選挙時に掲げてきました、八郎潟米のブランド米の取り組みについてお知らせいただければ幸いです。今年度の参加者数と、その作付け面積は昨年より減じたその理由と、また販売の開拓の現状等をお知らせいただければ幸いです。更に、認定農業者の数の増減でございます。そのことも合わせてお願いいたします。

集落営農組織の10団体の目標を設定しておりましたが、その達成度についてもお知らせいただければ幸いです。もし達成できておらないのであれば、その問題は何か、またいつ頃までに達成するのかを併せてお知らせいただければ幸いです。今後の農政に対する推進の方策に、この後どう取り組もうとしているのかも、併せてお示

しいただければ幸いです。

また、県の新年度の予算に今年より取り入れた施策の中の農業部門に、将来の農業を支える人材の確保・育成を図ると共に、地域の中心となる経営対策の農地集積を促進し、競争を強化する目的のため、1つ目、青年就農給付金、2つ目、農地流動化総合対策事業等の補助事業がありますが、このような補助事業の取り組みと、町民に周知徹底がなされているか、お知らせください。

また、昨今盛んに6次産業が、今後の農業の進む道だと言われておりますが、この6次産業に対する町長の考え方と、その取り組み方がありましたらお知らせ願えれば幸いです。更には、少子高齢化のあおりで、農業後継者問題の取り組みに対する町の推進とその考え方、また方向付けはどのようになっているかをお示しください。

2. 商業・産業の振興についての考え方は

これも町長が商業振興については、町長選の時の文言に載っておりました。商工振興については、高齢者・交通弱者の買い物利便性を確保し、商店街の持つ町民の交流施設機能を用いて、コミュニティマートの支援と拡大を図り、交流人口の増加、地場産業野菜や加工品の販売流通、高齢者と若者が集える商店街を作ると意志表明しております。

しかし、近年のモータリゼーションの発達や、近場に小型店舗の出店等で、既存の商店街の取り巻く環境は、益々減っております。その結果、現実は厳しく、またシャッターの閉まる商店が多く、なかなか町長の目指す方向と、考えどおりに進んでおられないように思われます。この現実を町長はどのように捉えておられるのか、今後の商店街活性化をどのように取り組む考えなのか、この考えもお持ちでしたらお示しください。

更には、私も従業員雇用している関係で、ご質問させていただきましても、中小企業退職金共済の掛金の一部負担を町の支援、とあります。前にも質問してありますけれども、一応もう一度質問させていただきました。その実行は本当になるのか。なんとすれば、時期なもの、町長の考え方ですね、そこら辺をもう一度お知らせください。また、今後の抱負などをお示しください。更なる商工振興の活性化に対する方策をお考えであればお示しただければ幸いです。

昨日一昨日ですか、魁の新聞に載っておったんですけども、隣町では若者の地元定着に繋げようと昨年度から企業誘致に力を入れており、企業誘致活動の首都圏の拠点として他の自治体等と共有の事務所を、月20万の費用かかるようですけれども、開設したとあります。このような考え方もありますけれども、この辺の考え町長どのような考え方でまた今後の取り組みをどう考えておられるのでしょうか。

3. わが町の少子化対策と、安価な住宅政策について

選挙時にお配りしましたパンフレットに、少子化対策の政策を取り上げております。まず、少子化の実行とその成果をお尋ねいたします。またしかし、町の人口は年々減少しており、この現実をどのように捉えておられるのか、また、その対策としてどのような政策を、我が町では今後検討されていこうとするのか、また検討されてきたのかを併せて教えてください。またその中身の施策をお示しください。

また、安価な住宅とは、どのようなことを想定してこの文言になったのかも、併せてお願いします。

少子化対策として、企業誘致による若者の地元定着を提唱しておりますが、その見通しとこの方策を示してください。また、先程の安価な住宅を若者に供給とありますので、どのような施策なのかもお考えを示してください。

現在我が町に、空き家が159件存在しておりますが、この件数の中に賃貸に適する物件が、何棟くらい見込まれ、相続者の協力を得ながら再開発、とありますが、この構想は今もお持ちか、またそれに対する調査もなされたのかも、お知らせいただければ幸いです。

それと併せて、都市部の人との人的交流の促進も取り上げております。これもまた今後のスケジュールもお示しください。更にこのあと、我が町で空き家がどのくらいの件数で増えると、町では試算しているのか、その見込みがありましたら、それも併せてお知らせ願います。

4. 浦城NPO法人に対する基本的な支援の考え方は

浦城の歴史を伝える会の努力により、高岳山一帯の整備も進み、日々人々の散策が途切れることがない現在ですが、このことも町長は認識されておると思います。今後の対応はどのように考えておるか、お示しください。

5. 町職員の適正な数は

町職員の数は、町が合併しない自立の道を選択した時に示された数字がありますが、現在の職員構成はどのようになっておられるのか、お知らせいただければ幸いです。それは正職の数と臨時職員の数でございます。それと併せて社会福祉協議会の職員の数もお願いします。これも職員の数と臨時職員の数でございます。

また、役場職員の数を我が町では何人くらいが適正と考えておりますのかも、お示しくださいませ有り難いです。採用された職員も、政策の立案や執行に腕を振るう専門家として雇われております。少なくとも、住民はそのように見ております。自治体職員は、自治体の備品ではないことを肝に命じて、頑張っていたいただければ幸いです。

6. 教育に対する基本的な考え方は

小中一貫教育校か、小中併設校の開設を8年後に見据え、開設学校にかかる研修を24年度で終了し、25年度には具体的な基本構想と年次計画を示すとありますが、8年後になる理由を、今一度ご説明ください。

文部科学省も、小中一貫教育の規制緩和や多様な教育体系を確立して、社会が求める人材の育成を目指すとし、今年度から集中的に改革を進める、とあります。新しい小中一貫教育制度は、今年度中に創設するとあります。総合学習の時間を使い、小中を通じて一つのテーマを学ぶ新教材を設ける等を、想定しているようであります。現在、小中一貫連携教育は、全国で1,042校が実施しているとあります。

国が2015年度にも導入を考えております、幼稚園と保育所の機能を一体化する総合こども園に対する考え方をお伺いします。我が町の幼稚園の入園数は年々少なくなっており、今年度は町の報告では19名となっております。今後の入園児対策はどうなってるのかお示しください。また、今後の予想園児数などもわかりましたら教えていただければ幸いです。また、保育所との関連をどのように考えているのかも、併せてお知らせいただければ幸いです。

幼稚園と小学校に配属されております生活サポーターの方々、ご苦労されておりますけれども、この方々の採用される時の資格は、どういう資格の方々がサポーターに採用されておられるのか、そのことも併せてお知らせ願えれば幸いです。

質問2. 町上水道の施設を敷設している浦大町字善知鳥坂26番地3の借地についての町の考え方は

この番地にあります上水道の施設は、高岳山の麓にあり、浄水場より水道水をこの施設に送水し、この施設に一時水道水を溜め込み、この場所の高さの落差を利用して、浦大町地域、真坂地域、一部の国道沿いの地域などが、長年に亘って利用しております施設です。まず、この借地の初年度の契約年月日はいつで、今現在お支払いしております借地料はいかほどか、お知らせください。

また、この施設の用地が私有地であります。長期間の借地契約の状態であるに至っておりますが、私が法務局に行って登記記録を見ましたが、この記録を見ますと、この番地の土地権利者が、数年前に死亡されております方の名前の所有になっております。この場所に敷設されております施設は、公共の大きな使命を担っております。町として、現在の貸借のまま、今後も使用されるのか、その考えをお示しください。

私の質問は、これで終わります。長い間、拝聴ありがとうございました。

町長 畠山菊夫

金議員にお答えしますけれども、金議員さんは毎回定例会でご質問されております。私、本当に嬉しく思います。ただ、ご質問されたいことを、なぜ通告書に書いていただけないのか、非常に残念であります。事前に通告書に書いていただければ、何をお答えするのかわかりますので、私共もより良い答えを出せると思っておりますので、非常に残念であります。

休憩にさかのぼってお答えしますけれども、このご質問は、町長の2期目に挑戦する最大の抱負と政策をお示しください、という通告書でございます。私はまだ、立候補するかしないかの意向は、はっきりしておりません。今ここにマスコミの皆様方もおられます。マスコミの皆様方にも、はっきりと一般質問の議員さんの質問の中でございますので、それに答弁する形で出馬するか、しないか意向をお答えしたいということで、お話ししておりますので、ちょっとこの質問に関しては、

今いろいろ言いました。数字的な事から何から言いました。例えばですね、金さん質問の内容は、今しゃべった内容は、1に関しては、農業政策について、2は、商業、産業の振興についての考え方は、3、我が町の少子化対策と安価な住宅政策について、4、

浦城NPO法人に対する基本的な支援の考え方は、5、町職員の適正な数は、6、教育に対する基本的な考え方は、以上の項目だけであります。これではちょっと数字的なものも、すぐには出てきませんし、前段でいいましたけども、なかなかこれには答弁できないということをお許し願いたいと思います。

1の質問に対しては、金さんが、今私が話したことに対しては質問できると思いますので、ちょっとだけお答えしたいと思います。農業政策については、農地の効率的な利用を図るために、町単独事業の農地利用集積促進奨励金交付金事業、こういうものも進めて行かなければならないと思います。農業に関してはこの後も近藤議員さんの質問の中でも重複することがでておりますので、その中でお答えしていきたいなと思っております。

商業、産業の振興についてですけども、これも足らざる部分は、国・県・町の含めた公的支援で支えなければならぬと感じております。商工会、商店街とお話し合いの場を持ちながら、より実効性のある施策を講じていかなければと思っております。

次に、我が国の少子化対策、安価な住宅政策、これも毎回他の議員さんがご質問されております。

金さんが今おっしゃったことはすべて、他の議員さんが近年、最近の議会で聞かれておりますけれども、結婚祝い金の創設など、今回の予算を見ても分かる通り、八郎潟の愛サポートの婚活事業や、また安価な住宅に関しては、先回も言いましたけども、若い人たちの町営住宅の希望者が少ないことから、現下の経済状況の中では、なかなか地元企業の雇用も厳しいことから、事業として進めることは難しい、ということでお答えしております。

NPOの基本的な支援の考え方についてでありますけれども、これまで色々と支援はしてきたつもりであります。これについては少し申し上げますけれども、NPO法人の事務所として、創作館の1室、使用料・電気料・水道料を無料で提供しております。そしてまた、教育委員会で購入した簡易水洗トイレ、これも3基、267,750円これも提供しております。これには年間11万円程維持費がかかっておりますけど、この部分も提供しております。

それからNPO法人で、平成22年、浦の虎子物語を開催をされました。改善センターで行ったわけでありましてけれども、教育委員の職員を一人配置しながら、より良い運営の協力をしております。そしてまた、高岳山麓の浦城整備事業としても、町をとおして24年度までの町の予算の支出としては、合計23,860,921円これを浦城の方に支払っております。町をとおして国の予算で緊急雇用対策でお支払いしております。

それから昨年度は、浦城古城址フォーラム、これを開催しております。浦城の皆さんからは、町の方で50万円を要望されましたけれども、他でも県の補助金30万円の申請でありましたけれども、これの対応は、県教委の文化財保護室と私共と対応を協議しました結果、文化庁の浦城事業、文化遺産を活かした観光振興地域活性化事業などで、実施するように指導を受けられまして、それに伴いまして町として補助金交付しないこととしました。ただ二重交付を防ぐための県補助の申請を撤回するよう指導した結果、国予算の交付を受けて、そのうち需用費、報償費などとして1,168,400円を町をとおして浦城の皆様方にご提供しております。

まだ他に色々ありますけども、私も担当からこのようなことがあったということを知りまして、これからも浦城の皆様の要望に対しては、できるものできないもの、これをしっかりしながら対応しなければ、と思っております。

町職員の適正な数というご質問ですけども、現在は60人体制であります。ただ、仕事量が非常に多くなっております。今現在では、もう3人くらいいたらなあと感じております。

それから教育に対する基本的な考え方、これも今まで教育長の方から、3月も行政報告の中にありましたし、基本的な事は私が今、長々と答えるよりは、そちらの方がいいと思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思っております。

2問目の町上水道の施設を敷設している浦大町字善知鳥坂26番地3の借地についての町の考え方についてのご質問にお答えいたします。

ご質問の上水道貯水池は、昭和40年12月、故、齊藤民雄氏と、当時年間3,500円で借地契約を結んでおり、現在は、年間65,000円で契約しております。施設の設置から47年経過しており、貯水池や送水管の耐震を検討しながら、水道ビジョンを作成し、代替地等の検討も含め、更新の方向性を見極めるため、現在は借地契約を継続させたい考えであります。

以上であります。

4番 金一義 社協の方の職員数を教えてください。

副町長 桜庭規祥 社協の正職員数ですけども、7名、臨職7名、別に登録しているヘルパー・パートは26名となっております。

議長 小野廣 これにて4番 金一義君の一般質問を終わります。
次に、7番 北嶋賢子君の一般質問を行います。

7番 北嶋賢子 7番 日本共産党の北嶋賢子です。始めに家族が原発関係の罹災者になっておりますので、近況の報告をしたいと思っております。

その前に、八郎潟町でも、うちの夫と同じように地域からこの町に来て住んでいる方がおります。そして結婚式があったので、郡山まで行ってきました。車に線量計を付けて行ってきたそうです。山の中に入ったらい線量計が鳴ったので、すごく気持ち悪かった、このような話をされました。

今年、義理の母の一周忌で福島のおわき市まで行ってきました。骨の方は会津のお寺さんに預かっております。一日の法事の量がすごく多いものだから、毎日3件までしか法事ができない、というようなお寺さんの話でした。ですので、うちは伯母と一緒に法事をする事になりました。お寺さんが言うには、防御服を着て集落の墓地に行ってみたそうです。そしたら線量計の針が振り切れるほど線量が高い、やっぱり納骨するのは無理です。このようにお寺さんに言われました。兄夫婦は本気になって終の住処を探すことを決めました。

姪からこの間電話がありまして、浜通りを中心に6軒程、居酒屋をやっています。それが、また再度始めたいので、という電話が来まして。今年の秋の米50袋ほしい、今まで契約していた農家が、放射能のためにできなくなったので、というような電話でした。その農家の無念さを考えると、本当に東京電力の責任たるや莫大なものと思っております。かたや今、大飯原発の再開を、地元の議会は原発の再開を決めました。反対は一人だけだったそうです。本当に自分たちの身に、火の粉がかかってこないと分からないのかなと思っております。

それでは3項目通告をしております。1つは、高岡地域田の水利の活用について、2つ目は、湖東病院建設作業の進捗について、3つ目は、中央交通(株)の面潟路線の廃止について、1番から質問しますのでよろしく申し上げます。

1. 高岡地域田の水利の活用について

昨日になって、やっと雨が降りました。もう少し降ってほしかったと思っております。今日からまたこの天気です。この天気が続くととなると、水欲しさに地域の皆さんの目が、血走ってきます。今年は特に声を荒げる方も出てきました。水上の人が水を放しても、下の人が気が付かないとなると、どんどん捨て水になってしまいます。このようなケースが往々にしてあり、本当にもったいないと思っております。喉元を過ぎれば熱さ忘れる、毎年今の時期になると、この騒ぎが始まります。未だに水争いをして腹を汚している地域です。

1番大きいのは、このままでは後継者に渡せません。人の落水を入れるよりも、パイプラインになったら、上流の2つのダムから来る水は、皆平等で本当の意味での高岡水系米になると思っております。浦大町では、高岡美田会が発足しました。そして県内ワースト1だった学校給食の地場産野菜の使用率も、県内トップを狙っています。補正にも農地利用集積円滑事業も載っています。今が1番まとまっています。集落の中では、今が1番まとまって、そしてチャンスだと思っておりますが、町としての考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

2. 湖東病院建設作業の進捗について

救急車の音が高速道路に向かうと、間に合えばいいがな、と思っております。我が家から湖東病院までは、5分とはかかりません。それでも救急車に乗った本人から言わせると、その湖東病院の遠かったことを記憶しています。ですからなおさら今の状態が気になります。

先日、母を連れて湖東病院に行きました。中待合で待っていますと、まるっきり中の会話が聞こえてきます。歳をとると耳が遠くなるので、先生の声も高くなるのも無理はないと思っておりますが、家で怒られて病院でも怒られるのでは、年寄りも居場所がないな、と思っております。

でも、辞めないでいてくれる先生に感謝しつつも、設計図など広報に掲示で、もっと

町民にこれまでのように身近な病院として感心を持ってもらえたら、と思います。そして、叔母が定年になるまで看護婦をしてお世話になった湖東病院ですので、なおさらです。建設作業がどこまできているのか、お知らせをいただきたいと思います。

3. 中央交通（株）の面潟路線の廃止について

昭和30年代、私共の子どもの頃、森山の下を土煙を上げて走ってくる若草色のバスがとても自慢でした。町長の行政報告によりますと、面潟線が3月で廃止になる、ということです。もはやお年寄りの間では、話が又聞きとなって、大変だ今にでもバスが無くなるような話をしております。これは、お年寄りにとって病院への足の心配です。

もう一つは、定年後はふるさとで過ごしたいと思っているご夫婦の話です。3分も待てば、電車もバスもある都会から、運転免許もない友人に、両手を広げて「どうぞ来てください」とは言えませんでした。バス路線が廃止になってから、町独自の体制とか、町長の腹案がありましたらお知らせをお願いいたします。

以上、3項目です。よろしく願いいたします。

町長 畠山菊夫

北嶋議員さんのご質問にお答えいたします。

1. について

ご質問の旧高岡土地改良区地域の水利の問題を含め、その具体的な解決策としては、ほ場整備事業を実施するよりないと考えます。

農地・受益者ともに本町と五城目町の両町に混在することから、非常に難しい面もあると思われませんが、受益者である農家の意向の確認などを含め、今後、事業実施の可能性について、戸村土地改良区と協議して参りたいと考えております。

2. について

湖東総合病院の改築計画については、前回の3月定例会で報告したとおり、平成26年度早期開院に向け、平成24年度内着工ということで進んでおります。この4月下旬には、設計契約が締結され、24年12月には実施設計が完了することと、建物の階層、施設規模の詳細は、事業費等を勘案しながら厚生連が決定することとなっております。

従いまして、工事の進捗状況や設計図等について、現段階で町が広報等でお知らせできるものはありませんが、いずれお知らせできる段階になれば広報等で周知したいと考えております。

なお、新たな病院は地元住民も共に守り育てていかなければならないことから、今後、湖東総合病院がそれぞれの地元町村において学習会を開催する計画があると伺っております。

3. について

行政報告でもお話ししましたが、平成24年3月23日付けで、秋田中央交通株式会社から来年の3月31日で面潟線のバス路線を廃止する、という申出書が町に提出されました。当路線は、本町と五城目町の移動手段として、昭和30年から運行されており、現在も往復4便が運行されております。自家用車の増加と人口減少のため、利用者は年々減少し、平成23年では各便とも0～1人というのが現状です。現在は県と両町で補助しているわけですが、この4月から五城目町で浦横町・岡本地区の小学生のスクールバスの運行が始まったことにより、利用率が更に減少することが予想され、県の補助対象から外れ、両町の単独補助となる可能性が高く、また事業者負担も増加し継続運行することが極めて困難なことから廃止の申出がされたものです。

町では、現在利用している5人の方にアンケートを実施しました。内容は、バスの利用頻度、行き先、廃止となった場合の交通手段、代替えの交通手段の必要性です。結果は利用頻度では週1～2回、行き先では湖東総合病院、廃止となった場合の交通手段はタクシー、代替えの交通手段の必要性では、強く望むが最も多くなっております。

町では廃止の申出を受け、5月11日に国、県、町の各種団体の長で構成する地域公共交通会議を開催しました。会議では、これから若者がいなくなり、高齢者が増えると利用者も増加するのではないかと、代替えの交通手段がまだ無い中での路線の廃止は拙速ではないかなどの意見も出されましたが、秋田中央交通の経営状況、町の今後の負担等

を考えた場合、路線バスに変わる代替え交通を検討した方がよいとのことで路線の廃止の承認をしております。

代替え交通手段としては、乗り合いタクシー、デマンドタクシー、マイタウンバスなどがありますが、今後、交通弱者、買い物難民などもカバーできるような地域の実情にあった、今より利便性の高い代替え交通について検討してまいります。

以上であります。

7番 北嶋賢子 再質問というよりも要望なんですけども、高岡地域の水利問題ですが、1993年、19年前の12月の議会で同じ質問しています。その時の答弁が、自然落下を利用したパイプラインと、落水を再度ポンプアップする、という答弁でした。その後で、我田引水ではいけない、このように言ったことが今でも耳の奥に残っています。19年前ですから、私いま64だから45才だったんですね。若かったんですけども、前北嶋町長でしたけれども、町長が答弁されたことを今思い出しております。

浦大町地域は、十分自然落下のパイプラインでおる訳です。それで決まっていたのに、どうしてそれがダメになったのかなど、この間、戸村土地改良の理事長さんから、地域の事情を聞いたんですけども、利権とか絡んだと思うんですが、今の代が1番村の中でまとまっています。そして隣の集落には「おいかわ会」という会があります。浦大町には「美田会」もできました。ですから行政の協力で指導をいただくと、確実に進んでいけるものと思っておりますので、どうかお力添えをお願いいたします。

そしてもう一つ、面瀉線ですけども、やはりお年寄りが、うちの婆ちゃんもバスを利用しているほうなんですけれども、バスが無くなったら大変だ、という声もあります。そして、真坂に移住したいなという人が、免許がないから買い物なんとすればいい、と言われた時に、来いとは言えませんでした。

ですから、秋田県は放射能もない本当に安全な所で、終の住処にしたいという人も、これから出てくると思っていますので、その足の部分、買い物とか色々、そういった足の部分をこれから先、考えていただきたいと思っております。これは要望でございます。

ありがとうございました。終わります。

議長 小野廣 これにて、7番 北嶋賢子君の一般質問を終わります。
次に、2番 菊地文人君の一般質問を行います。

2番 菊地文人 2番 菊地文人でございます。議長より発言の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。今回は表題が3題ということでございます。項目も若干細かいのもありますので、ご答弁の方よろしくお願ひしたいと思っております。

1. フェイスブック等SNSの利活用推進を

SNSとは、社会的ネットワークをインターネット上で構築するサービスのことであります。スマートホンいわゆるスマホと略して言われてますけども、高機能携帯電話ということですが、世界的なソーシャルメディアネットワークの普及を背景に今、SNSを通じて地域住民の声を拾い、行政に反映する地方自治体が増えてきて、素早く効率的に行政サービスを提供するための、情報インフラとして、SNSの活用が加速しております。

事例をあげれば、佐賀県武雄市のホームページありますけれども、それがフェイスブックと言われるものに、全国の自治体で初めて完全移行した、ということになっております。アカウント登録する市民らは、身の回りの状況や意見を直接投稿しております。

例えば、路面のトラブルでは、投稿があれば担当の職員がすぐに現地へ向かうなど、迅速な対応をとっているそうです。政策や防災情報など市民からの意見や質問が受け付けられ、情報の「見える化」ができると市長さんが考えております。

また、FBへの参加は車の免許をとるのと同じ、と市職員390名全員がアカウントを取得し、各部署の情報発信が盛んになっている、とのことでした。そして運用費用・維持管理費は、これまでのHPに比べると安くなっているそうです。市では、導入の成果について、「市で何が起きているのか効率よく情報を収集でき、市民の声に素早く対応できる」「実名登録なので意見も投稿も建設的だ」と話しているとの新聞記事に記載されておりました。

それから、地元商工業者や農業者らの支援として、自治体による珍しい取り組みとして、FBを用いて特産品の通信販売を始めております。また、4月末時点での累計総ページビューと呼ばれる回覧数ですが、FBを使う前のホームページに比べて、月ベース

で約50倍に増えたということでもあります。

このように同様の取り組みは広がりがつつあり、宮崎県川南町も約170名の職員がFBのアカウントを取得、4月末から行政と市民の双方向でのやりとりや、各課ごとの情報共有の効率化を狙い、FB上での情報発信を始めているそうです。

FBの国内の登録者数が、今年2月に1,000万人を超えた、等と報道があり成長著しく、大きな可能性を持った新たな情報発信ツールとして注目するべきではないでしょうか。FBは、即座に情報を共有し、その情報を基にコミュニケーションを行い、問題の解決を図ることができます。また、住民と行政の「協働」を行う上で、非常に重要だと思っております。「協働」の前提にあるのは、住民と行政の情報の共有ではないでしょうか。

SNSを利活用して、環境・福祉・安心安全など、地域コミュニティが果たしてきた役割を、保管及び強化する可能性をも秘めているSNSの必要性について、町当局の認識と見解を示していただきたいと思っております。

2. 自治体広告ビジネスについて

地方財政はここ近年、毎年苦しい苦しいと言われ、事実厳しい財政事情の下におかれ、町税の伸びはもちろん、地方交付税にも大きな期待をかけられない状態にあります。財政難に直面する自治体が多く、こうした状況の中で財政を維持するため、新たな財源を確保することなどを目的とした取り組みの一つが「地方自治体の優良広告事業」いわゆる自治体広告ビジネスであります。

広告ビジネスとは、自治体の所有する様々な資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することによって自治体の資産を有効活用し、新たな財源の確保、または経費節減を図る事業です。また、地元民間企業を対象にして、安価に広告媒体を提供することにより、地方経済の活性化を図る効果も考えられるわけであります。

代表的な取り組み事例である、役所の窓口に着用されている窓口用封筒には、広告掲載事業は全国200以上の自治体で導入されているそうです。先進地の取り組み例としては、

- ①窓口用封筒、市民に送付する様々な通知書、広報誌や暮らしやイベントに関わる各種ガイドブックなどの印刷物への広告掲載
- ②自治体へのHPへのバナー広告掲載
- ③公共施設や庁舎など現有施設を対象にして施設内外の壁面や玄関マット等を活用した広告掲載
- ④公用車を活用して、ごみ収集車の車体を活用した広告掲載などがあります。

また、今年度に入ってから、市町村指定ごみ袋の販売用外袋、又はごみ袋に直接広告掲載をするといった自治体も出てきているそうです。

それから、予算削減に悩んでいる自治体の図書館が、その打開策として始めた制度が「雑誌スポンサー制度」があります。企業に雑誌を購入してもらった代償として、その雑誌の表紙に購入した企業の名前のラベルを貼るというものであります。

社団法人日本広報協会の2009年度の調査によると、広報誌などへの有料広告を導入している市町村は、全国自治体の5.2%実施されております。景気低迷が続く中、広告収入が伸び悩んでいる市町村も多く、広告を出してくれる企業がなければ意味がない、との声もあるそうです。

しかし同協会は、自治体発行の媒体に広告を載せることで企業は信用を高められる、需要は引き続き堅調、との新聞記事がありました。創意工夫を重ねていけば、最初は少ない収入かも知れませんが、やがて大きな成果に繋がることも考えられるのではないのでしょうか。

町当局の認識と見解を示していただきたいと思っております。

3. 町政運営総括と町長選について

畠山町政に対する町長ご自身の総括についてであります。

- ①これまでの一期4年間、町政運営をご自身はどのように評価をされているのでしょうか。また、自己採点をすれば何点ぐらいと考えているのでしょうか。
- ②運営に当たった中で、町の将来に向けた大きな課題と重点施策について、どのような考えをお持ちでしょうか。
- ③八郎潟町選挙管理委員会が5月17日に開催され、9月23日の任期満了に伴う、

八郎潟町長選挙の日程を8月28日告示、9月2日投開票と決定いたしました。町長選挙に対してご出馬されるのか否か、ご意向を示していただきたいと思います。

以上、一般質問とさせていただきます。

町長 畠山菊夫 菊地議員さんのご質問にお答えする前に、議会の皆様方がお決めになった一般質問の中での一問一答方式、初めてでありますので、よろしくご指導をお願いしたいと思います。

1. について

人と人とのよりスムーズな結びつきを可能にするソーシャルメディアであります。現在では民間企業でツイッターやフェイスブックが販売促進や顧客のサポートなどの場面で使われはじめ、更にその利用は住民との密なコミュニケーションを図りたいと考える自治体において有効とされ、全国で22の地方自治体が導入しております。また、県内でも今年2月から横手市が運用を開始しております。

菊地議員さんの事例にあります佐賀県武雄市は、人口約5万人で、2011年4月企画課や広報課など既存部署の一部を統合して「つながる部」を設置するとともに、「フェイスブック係」を創設し、武雄市のフェイスブックページを立ち上げ、当初は既存ホームページと並行運用していましたが、8月にはフェイスブックページを武雄市の公式サイトとして運用していると聞いております。

フェイスブックはアカウント取得が必要で、実名登録が基本であるため、無責任な苦情や中傷が起きにくく、建設的な意見が寄せられるという利点があるようです。また、メリットとしては、即座に町民に対し情報が提供できる即時性、透明性の高い行政を実現し、行政の説明責任を高めることができる公開性、行政と町民の双方向のコミュニケーションを促すことにより、町民目線の行政ができる双方向性があげられます。この3つは、町民と行政の「協働」を行う上で非常に重要だと思います。

公共機関のサイトは常時アクセスできる必要があり、災害時にも常に情報を発信し続ける責任があります。しかし、サイトをフェイスブックに移行した場合、アクセスのしやすさなどはすべてフェイスブック側になるため、フェイスブックに何らかの不具合があった場合情報にアクセスできず、情報が行き届かなくなるケースが考えられます。また、先端のITツールを活用することで、高齢者など切り捨てられる町民がでる可能性もあります。

菊地議員さんのご指摘どおり、協働のまちづくりを行うには、住民と行政の情報の共有が必要不可欠であり、今日の情報化時代では、今後、地方自治体のソーシャルネットワークサービスを利用しての情報伝達は確実に進むものと思います。

今後、全国の自治体の動向を注視してまいります。現段階では町ホームページ・町広報誌をさらに充実させ、町民の皆様に対し、いち早く正確な情報を発信してまいりたいと考えております。

2. について

広告事業とは、地方自治体が保有する動産、不動産を広告媒体として活用し、有料で企業広告を掲載して広告収入を得ることや、企業広告を掲載した物品の寄附を受けて経費を節減することだと認識しております。

広告事業の目的は、一つ目は、地方自治体が保有する財産の有効活用で、財産本来の用途や目的を妨げない範囲で広告を掲載することにより、地方自治体として新たに収入が得られるなど、財産の有効活用を図れること。二つ目は、地元企業の活動支援で、配布される刊行物や印刷物などに広告を掲載することにより、住民との関わりの深い企業の活動を支援することができること。三つ目は、財政負担の軽減で、事業費の一部に広告事業によって得た収入を充当することにより、これまで事業費に充てていた一般財源を圧縮できるなど、町の財政負担の軽減につながるなどがあります。

本町では、平成23年4月から広告事業として広報への広告募集を町ホームページで行っており、現在、1社の学習塾の生徒募集の広告が町広報誌に掲載されております。今後も、広告掲載によって得られる収入、広告媒体としての価値、広告掲載における事務負担などを十分考慮しながら、財産の有効活用、地元企業の活動支援、財政負担の軽減を目的として、ホームページへのバナー広告等広告事業の実施に向け検討してまいります。

3. について

最初のご質問については、町政運営4年間の自己採点とその理由を述べよ、ということとで答弁したいと思います。まず、尺度のない自己採点は厚かましいか臆病かのどちらか一方に解釈されることが多々ありますので、私なりの尺度を申し上げてからお答えしたいと思います。

4年間の町政運営全般を100点とし、その中の配点を考えますと、町政運営の幹にあたるものが、町財政への再建であって40点といたします。農業産業の振興・教育子育て支援・高齢者などの福祉対策・住民生活の向上・地域医療問題など、枝にあたるものを60点とします。いま申し上げたそれぞれの事項は、いずれも欠かせないもので、枝枯れすれば幹も弱りますが、幹が弱れば木も倒れてしまうという意味で、幹にあたる財政再建を重く考えました。この配点基準で、私なりの採点では、総合で60点か65点程度と考えております。

その訳ではありますが、菊地議員お聞きの4年間の町政運営にあたった中での課題と重点施策の考え方の質問に対する答弁と重なりますので、併せてお答えしたいと思います。

財政再建については、危機的状況を脱し、十分に持続可能となる町政運営の基礎作りを作ることができたと思っております。教育子育て支援・高齢者等の福祉対策は、少人数サポーター学習の推進を図ることができ、地域福祉制度の導入や、健康管理活動の強化を図ることができました。住民生活の向上は、高度浄水施設に旧施設の改修整備をおこない、より良質な浄水の提供ができ、身近な暮らしやすさにつながる道路整備や、将来負担の軽減につながる公共施設の改修を、着実にすすめることができたと思っております。

しかし、地域医療問題は、湖東総合病院の2年後のリニューアルオープンが目途がついたものの、これまでの医師の流出、機能弱体化については重く受け止めております。

また、農業産業の振興は、環境米ブランド化のための取り組みや、商工会活動への支援など事業者の足らざる部分を補うべき策を講じているものの、成果が見えないことから、点数にならないものと思っております。これは私なりの尺度であって、人の立場、状況、期待の大きさ、また時間軸の考え方によって、物差しが違うのは当然だと思えますし、町政運営の評価で大事な事は、私の自己評価ではなく、個々の町民の皆様の評価の相対だと考えております。

従いまして、常日頃さまざまな考え方をお聞きしながら、私自身の尺度をしっかりとさせていくことが、私の責務と感じております。

最後に、任期満了による町長選挙の出馬の意向、とのご質問ですが、菊地議員の一般質問にお答えする形で、2期目の当選を目指して立候補することを、表明いたします。以上であります。

2番 菊地文人 ご答弁どうもありがとうございました。
ここから一問一答ということで、やりとりをさせていただく形で、よろしいですか。質問の順番で行って行って、1番最初の質問を終わらせる、そして次の質問に入る、ということでもよろしいですか。

議長 小野廣 はい。

2番 菊地文人 そうすれば順を追って、また再質問ということにさせていただきたいと思っておりますが、先程、私の質問のSNSのものと、町長さんが答弁あったのと、だいたい似たような形の受け答えになっていると思っております。質問の中でもありましたけども、どうしてもメリット・デメリットは当然あるわけがございますけれども、全てがフェイスブックに移行するというのは、非常にやはりITの社会に対応しづらい世代の方もいますので、非常に難しい所あると思っております。

ただ、行政側が中心となってフェイスブックのアカウントを取るための色んな施策、寺子屋と言われているものなんですけども、そちらの方で指導というか、学習をされてるということも伺っております。なので、以外と難しそうには見えますけれども、アカウントの取得というのは難儀ではないのかな、という風な考えもあります。

そのフェイスブックを使うということが一番気になるところが防災の関係のものでございますけども、当然リアルタイムに情報が発信される、例えば私が、こうこうこうですよ、ということを行行政側に教えると、その答えがすぐに返ってくる、という風なことがあると思っております。1番防災の関係で気になる想いがあったのは、東日本大震災の時でございます。やはり携帯電話通信そのものが使えなくなる、ということで、あの時は確かツイッターと言われるネットワークサービスを利用して安否の確認を行った、ということもあ

りますので、先程の町長の答弁の中にも、秋田県横手市の話がありましたけれども、横手市の場合はヨコッティと言われるツイッターが始まっております。行政と市民とのやりとりの中で、ツイッターを利用して情報交換されている、という風なこともあります。

あと先程話しもしたんですけど、なかなか馴染めない人、当然いるわけではありますが、時代の流れとして、やや従来のガラケーと呼ばれる、ガラバゴス携帯電話を使ってる方がほとんどですけれども、もう既に今年の夏のある携帯電話通信会社は、従来どおりの携帯の電話はもう販売しない、全てスマートホンになる、ということですので、時代が少しずつ流れていってるのは明確でありますので、少しずつでもいいですので、役場職員の方からアカウントしていただいて慣れ親しむというか、少しずつでもやられた方が、これからの時代を見据えるのであれば、考えてもらった方がいいのではないかな、という風に思います。そのことについて、お願いします。

町長 畠山菊夫 いま菊地議員がおっしゃったとおり、これは進んでいくとは思っております。いま役場職員でも2人程が登録されておるようです。登録も簡単にできるということを伺っております。ただ利用はされていないということで、なかなかその辺はどうしてかな、ということもありますけれども、このフェイスブックに慣れていない利用者の方々の習熟といいますか、そういうものもどうするのかとか、フェイスブック会社の都合でサービスが提供できなくなることや、そしてまた仕様にあわせるため使い勝手はどうなのかとか、色々あります。

横手市の場合は今進めておりますけれども、このあと進めて行く自治体が多くなると思いますけれども、メリット・デメリットをしっかりと精査しながら、取り組んで行くか行かないか、その辺を慎重に進めて行きたいと思っております。

2番 菊地文人 ありがとうございます。時間がありますので何回もやりとりするとあれですが、先程答弁ありました、これからの問題ですので十分検討していただければと思います。先程役場職員の2名の方がフェイスブックやられているということで、私もやっております。その2名の方ともお友達になっております。情報交換も少しではありますけれども、されていますので、そういった方々のフェイスブックを役場職員の方々もご覧になっていただければ有り難いなと思います。昨日の夜、1つ投稿しております。町の史跡の倒木の件で、御前柳の倒木の件で投稿しておりますので、ご覧になっていただきたいという風に思います。

それでは次の質問に入らせていただきたいと思います。次の再質問ということでよろしいでしょうか。

自治体の広告のビジネスのお話しですけれども、色々財政が厳しいということは当然あると思いますけれども、様々な工夫をすることによって、いくらかでもプラスになるような方向が必要なのではないか、ということで質問をいたしました。

その中で町の広報誌にしたということでしたけれども、今後そういった広告を希望される企業がたくさん出てくることを願っておりますし、また町内外にもお知らせしてもいいのではないかなと思います。ちなみに秋田県のは、本庁舎のエレベーターの広告、それから県立野球場の内外野フェンスの企業広告、それから県総合パンフレットそしてガイドマップ、ホームページのバナー広告などありますので、そちらの方も参考にさせていただければな、と思います。

先日、自動車税納付通知書がきました。その裏面を見ますと、ある自動車会社の広告が、このように載っておりました。こういった取り組みも必要なんではないかな、という風に思います。そこら辺のもうちょっと詳しい具体的なことがあれば、町長さんからお願いします。

町長 畠山菊夫 菊地議員さんからのご質問、本当に良い質問していただいたと思っております。やはり広告事業というのは、実際の収入としては大事なことであると思います。窓口用の封筒、あるいは納税通知書、それから印刷物に広告を載せる、そういうものも検討は、この後しなければな、と思っております。現在町では、広報誌に掲載しておりますけれども、この横に定め今月から色々取り組みたいと思っておりますので、これは積極的にやりたい事業だと思っております。

2番 菊地文人 ご答弁ありがとうございます。今日はたまたま傍聴されてる方々、町の企業の方々いらっしゃると思いますので、どうかご協力の方お願いできればなと思っております。

別の観点からまた一つなんですけれども、昨日たまたまホームページ見ておりましたら、

町の、都市の名前を、命名権、ネーミングライツと呼ばれるものですが、その名前を売ってしまおう、という風な、やろうとしている都市がでてきたということでありました。たぶん全国では無いと思います。例えば八郎潟町、八郎潟をとってどこかの会社の名前にする、まあ今日、北都銀行さんいらっしゃってますが、北都銀行町とか、そういう風な形、まあ北都銀行さんの方に名前を売ってしまおう、という風なそういったものも今後出てくるかもということですので、そちらの方も併せてお知らせしておきたいと思っております。

それでは次、3問目の再質問に入ります。

4年間の総括ということで、質問させていただきました。点数はちょっと酷なのかな、とも思いましたけれども、確か私も2年前、半分の任期を過ぎた時に、同じような質問をしたわけですが、その時は点数はまだ付けられない、というお話でありましたが、今回はまず60点か65点ということで、点数まで付いてくるとはこちらの予想外だったわけですが、いずれにしても、1期目というのは難しい行政運営になるのかなと思います。前任の町長さんの引継ぎがありますので、やはり自分の想いというのは100%発揮できないところもあるんじゃないかな、という風に思っています。

あと将来的な大きな課題ということで、病院のこともあげられておりました。非常に期待は持てると思っておりますけれども、今後また出馬されるということで、引き続き病院のことを守っていただきたいと思っています。

終わりに一つだけ、最後に質問をさせていただきますけれども、町長さんの考える政治理念というか、私の想いというか、そういったものたぶんあると思うんですけども、是非、将来の夢とかそういったものを、できれば教えていただきたいという風に思っています。

町長 畠山菊夫　　まあ非常に難しい質問ですが、一言でいえば、暮らしやすい町づくり、住んでいたい町づくり、ということだと思います。4年前に公約を考えて町長に当選したわけがありますけれども、いま菊地議員さんの質問に答える形で、出馬表明したわけがありますけれども、この4年間は一言でいえば、公約というのは4年間で一丁上がりというのではないと思います。出馬に向けた気持ちというのは、一言でいえば道半ばであって、これから一層難しくなる問題に、継続して対応していかなければと考えたからであります。理念そのもの色々あると思っておりますけど、政策云々については、これからまた外部状況などもみながら進めていきたいなと思っておりますので、よろしくご指導をお願いしたいと思います。

2番 菊地文人　　急にこういう質問されたのでびっくりされたのかなと思いますけれども、いずれにしろ今後ということになりますけど、大きな自分の想いというか夢をお持ちになって、町政運営に、当然選挙もあるわけですので、そういうことを掲げながら行っていただければなと思います。

これで質問は終わりますけれども、一応町長さんの反問権もあるところでございましたけれども、特別私の方になかったものですから、ちょっとホッとしてるところなんですけれども、また今後こういった政策上のやりとりを議会という場でぶつけていきたいな、と思います。どうもありがとうございました。

議長 小野廣　　これにて、2番 菊地文人君の一般質問を終わります。
それではここで、昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。
(午前11時55分)
(休 憩)
(午後1時30分再開)

議長 小野廣　　それでは午前中に引き続き、会議を再開いたします。
5番 近藤美喜雄君の一般質問を行います。

5番 近藤美喜雄　　それでは私の方から、一般質問を行いますけれども、実はこの度の一問一答方式の導入に基づきまして、質問させていただきましても、ただ我々も一問一答方式を実際見たこともないし、研修したこともないわけで、こうあった方がいいのかな、という感じでやってみたいなと思っております。更にまたこの後、改善する点も出てくるだろうと思っておりますけれども、よろしくお願ひしたいと思っております。

私の場合は、前者の質問も一問一答でございましたけれども、私はまたちょっと変わります、質問の概要について私はこの台で質問いたします。具体的な質問については、自席で質問したいと思います。町長の答弁も自席でお願いしたいと思います。よろし

くお願いします。

私の質問のテーマでございますけれども、本町の農業の将来基盤構築のための取り組み姿勢について。

最近のニュースで、強く心に残ることが二つありました。

その第1点は、東日本大震災後の米価の高騰をきっかけに、大手スーパー西友や、牛丼大手の松坂フーズ、ファミリーレストラン最大手すかいらーくなどが、外国産米の導入に入ったことでございます。

それからもう1点は、JA総合研究所の米の動向調査によれば、パン食が米消費を抜いた、という記事がございました。いずれも今まではなかった現象でございます。

このような状況は、生産者あるいは消費者に与える影響は、極めて大きいと思われま。参考までに、資料にも書いてありますが、年間の一人当たりの米消費量というのは、58.5Kg、これは平成21年の資料でございます。

問題は、なぜそういう風な背景が、というようなことを考えるわけでありましてけれども、一つは外国産米を導入せざるをえなくなったのかな、という背景があります。というのは、いま紹介した米消費関連大手の企業等においては、非常に価格の競争が激しいものがありまして、商売がそれによって左右されるということがあります。こういうようなことから、前年度と比較して2割前後、ケースバイケースあるかと思っておりますけれども、2割ほどの米価の高騰があったということで、こういう風な業界においては死活問題だということになるわけで、農家からすると喜んでるところもあります。しかし米消費が逃げていってはどうしようもないわけでありまして、そういう風なことからすると、大手の消費の方々というのは、いわゆる外国産米に活路を見いだした、こういうことになろうかと思っております。そういう風な解説があったようでございます。

問題は、米というのは、業者の方々自由外米を導入できるかということ、申し訳ありませんが今、前段の部分で申し上げているのは、町長の原稿に書いてない部分もありますので、具体的な問題・テーマについては設問のとおりでございます。よろしく願います。

それである、何の米かと言いますとこれは自由に輸入しても価格面では競争できないし、といういわゆるWTOで定められた産業全体の国際協約のもとに基づくミニマムアクセス米というのがありますけれども、この中で77万トン程のミニマムアクセス米これ輸入しなきゃいけない義務が課せられておりますけれども、この中で10万トン程が主食に回してもいいということになっているようでもあります。この主食に回してもいいという米が、従来ですと倉庫の中でカビを生やしていたということもあったようですが、今のような状況を踏まえて、にわかには脚光を浴びてきた、という風な状況になっております。

それからもう1点は、消費者の所得の減少、これも大きいと思っております。特に若い人たちの所得の減少というのは大きくて、やはり安いもの安いところに集まる、という傾向が強いと思っております。

こういう風な状況を踏まえて、農家の高齢化の問題や、後継者の問題、米消費減少等の中で、米作中心の本町の農業の持続可能な、希望の持てる農業を進めるための主要な対策について、町長の考え方、姿勢について質問したいと思います。具体的な質問については、一問一答の形で、私は自分の席で質問させていただきますのでよろしく願います。

それでは最初に、本町における環境保全米対策について、先程4番さんの質問の中にも出てきていました。内容的には若干違いますので、若干質問させていただきます。

本町環境保全米の栽培基準というのは、どういう具合に定められているのか、このことについてお教えいただきたいと思っております。この関係については、環境保全米もそうですが、有機栽培の関係については、色んな基準がありまして、本町の環境保全米の基準というのは、どういう具合になっていてやっているのか、という点をお伺いしたいと思います。

それから、それと関連しながら、ただ単に減農薬や減化学肥料だけではなくて、特徴のある環境米作りを進める必要があるのではないかなと思ったりもしております。これ消費者にアピールしていく上では、大事なことかなと思ったりしております。

これも情報で見た関係ですけども、専門的によく分からないものもありますが、例えば、紙マルチ田植機やアイガモ農法による雑草防除だとか、マルチによる畦畔雑草防除、あるいはまたフェロモンによる害虫防除など色々ありますが、往々にして何かを環境保全米にくっつける、有機米にくっつける、そういう風なことで特徴持たせているものもかなりあるように思います。本町の場合、こういう風なことを検討する余地が無いかと

うか、こちら辺ひとつお願いします。

それから、環境保全型農業推進方針というのが、町の方で方針を定めているのか、いわゆるこの後こういう具合に進めて行きたい、という方針を定めて進んでいるのかどうか、この点を教えていただきたいと思います。

それから、それと関連して、環境保全型いわゆる国の進めている、環境保全型農業直接支援対策、これ該当になりますと交付金の対象になりますが、こちら辺について本町の環境保全米の進め方等についてご説明をお願いしたいと思います。

町長 畠山菊夫 近藤議員さんのご質問にお答えします。環境保全米対策について、いま3つ程ご質問されましたけど、1つ1つ答える形でお答えいたします。

環境保全米の栽培基準であります。環境保全米推進協議会では、平成22年から減農薬・減化学肥料のお米として、秋田県特別栽培農産物の認証を受けておりますので、この認証基準の農薬及び化学肥料の使用基準に合致するものであります。

ご質問にありますように、様々な特徴のある農法も考えられますが、当面は、消費者の安心安全志向にマッチした、環境にもやさしい減農薬・減化学肥料の安心・安全なお米であることを全面に押し出していくことで、環境保全米推進協議会とも話し合っているとあります。

環境保全型農業推進方針については、策定しておりません。

国の環境保全型農業直接支援対策についてであります。この事業における支援単価は、国が10a当たり4,000円、県と町で4,000円、合わせて8,000円となっております。支援対象となるには、まず、県のエコファーマーの認定を受けることが条件となっており、支援対象となる取り組みについては5つあります。

1つ目は、化学肥料及び農薬を使用しない有機農業となります。残り4つは、5割低減とあわせた取り組みで、1つ目は、カバークロップ：主作物の栽培期間の前後いずれかに緑肥等を作付する取組、2つ目が、リビングマルチ：主作物の畝間に麦類や牧草等を作付する取組、3つ目が、草生栽培：園地に麦類や牧草等を作付する取組、4つ目が、冬期湛水管理：冬期間に水田に水を張る取組となっております。

町の環境保全米推進協議会へも、現在、取り組んでいる減農薬・減化学肥料だけでは対象になりませんので、支援対象となる取組について説明をし、支援対象となる取組を実施できないか打診しましたが、経費・作業的にも非常に難しいということで、今年度は取り組んでおりません。

以上でございます。

5番 近藤美喜雄 ただいまご説明いただきました。ありがとうございます。

本町における状態、概要を今ご説明いただいたわけでありましてけれども、質問の中にそういうような要点が入っておりませんでした。今現在の環境保全米の栽培農家、面積、こういう風な点もし今把握しておればひとつご紹介していただきたいと思います。

それから、もう1点は先程、環境保全型農業の推進方針を本町では策定していない、という風なことでしたけど、もう一つあるようでございまして、農水省が平成20年に策定した、有機農業の推進に関する方針、これも県内で20箇所ほどですか、指定を受けているという感じあるようでありますけども、この関係の指定というのはあるのかどうか、この2点、これは予定の所に入っておりませんので、もし把握できればということをお願いしたいと思います。

町長 畠山菊夫 わからない面は、担当から答えさせますけれども、面積は2ヘクタールでございます。それから環境保全型農業推進方針ですけども、これは策定の義務は今の所はない、ということでございます。

産業課長 渡部広保 環境保全米作付け農家につきましては、人数につきましては町長が答弁したとおり7名、当初は12名でございましたが、残念ながら翌年度9名、そして次の年7名という形で減ってきているという状態でございます。面積につきましては、先程答弁にあったとおり約2町歩ということでございます。

5番 近藤美喜雄 環境保全米の概要は、これでだいたいわかったわけでありまして、ただ私一つだけこの関連で参考にしていただきたいものがございまして。というのは、宮城県の栗原市、瀬峰という地区がありますけれども、ここにある「エコせみね」という農業グループがございまして、ここでやはり有機の米を作っております。概略説明しますと、農薬化学肥料の使用を慣行の1/2以下に抑えております。先程町長が言ったように、だい

たい基準はそういう風なことかなと思っておりますが、この場合は1/2以下という事です。それで畜産農家があるようございまして、畜産農家との提携で堆肥工場を3箇所くらい設ける、個人でもってるという方、資料の中にはそういう紹介もありました。完熟堆肥をいわゆるその不足分を補うという形で、完熟堆肥を施してるという風なことで、この特別栽培米と称するものが、何年もかけてそうなったんだと思えますけれども、名を轟かしております、実際の取引の価格ですけれども、kg600円程で全部消化している、消化している先は、宮城県内、関東、東海地方の米穀店、デパート、JAの直売所などで販売している、というようなことで非常にエネルギーを感じる場所がありますけれども、収量は意外とそんなに大きくありません。500キロ8俵半くらいです。一般論としては、あまり多収の米は美味しくないというのが常識ですけども、kg600円だと決して安いお米ではないということです。

それからもう一つ紹介したいのは、地区の田んぼ600町歩600ヘクタールあるようですが、これのうちの7割が、この特別栽培米をやってるそうです。これは非常に大変なことだと思っておりますが、これ無理矢理じゃなくて農家が喜んで飛びつく、飛びつくという言い方も変ですけども、そういう風な現象の現れだと思っております。

それからもう一つ特異なのは、20代から30代の後継者が30人程いる、という現状のようです。ですから非常に活気がある、また若い後継者もそれなりにいる、という風なことがありまして、我々のところでやっている環境保全米が、即これに該当するわけじゃないですけども、そういう風な動きもあるというようなことで、これは一つ調査研究に値するんじゃないかと思っておりますので紹介させていただきました。

続きまして、農地の集積状況でございます。これも4番さんの質問内容に関連してきますけれども、作業の効率化、低コスト化、経営の安定などの観点から、将来本町農業を担う担い手への農地の集積は大変大事です。本町の最新の集積率はどういう具合でしょうか。資料を見ますと、認定農家への集積率、これは2009年の資料しかなかったのですが63.5%、2010年の見込みでは65%という資料がございました。本町の場合どういう具合になって、いわゆる認定農家への集積の状況はどの程度かな、と思っております。

それから、本町のこのあと考えられるような、計画しているような支援策、町の支援策というのがあるのかどうか、あるいはまた、国・県の支援策、その実績等について伺いたいと思います。

それから、本町の国指定の農地利用集積円滑化団体というのが、本町の場合あるのかちょっとわからないけれども、これがどういう具合になっているのか、県内でも何カ所かこういう団体があるようございまして。というのは、私だけがよくわからないのかなと思ってるんですけども、所有者から委任を受けた農地の売買、売り渡し、これらが一切この団体で取り扱える、というようなことで、言うなれば農地の流動化を図るための大きな機関になるのかな、と思っております。

これがどういう状況で存在するのか、あるいは農協さんあたりであるか、ここら辺まったくわからないので、お教えいただきたいと思っております。

町長 畠山菊夫 農地の集積状況ですが、本町の平成24年3月末時点での集積率は35.3%、受託者数は法人を含む87農家となっております。集積に係る本町独自の推進策としては、昨年度より「農地利用集積促進奨励金事業」を実施しております。この事業は、農地の集積を進めるために、認定農業者を対象とし、農用地利用集積計画による利用権の新規設定及び所有権移転に対し、10a当たり1万円を奨励金として交付する事業であります。昨年の実績は、集積面積21ヘクタール、交付金額210万円、交付者は1法人21農家となっております。国・県の支援策としては、国の戸別所得補償制度における規模拡大加算：10a当たり2万円、県の規模拡大団地化形成事業：10a当たり5千円などがあります。

町では、これらの事業の対象となる農地の出し手の白紙委任による「農地利用集積円滑化事業」について、今年4月以降に告示される利用権設定から対象となるように事業に取りかかったところであり、申請時期が8月以降となるため、実績としてはまだできておりません。

農地利用集積円滑化団体であります。町、農協、農業公社などが円滑化団体となることができますが、本町の場合は、町が円滑化団体となって事業に取り組んでいるところであります。

5番 近藤美喜雄 いま、農地利用集積円滑化団体、これ町がその役割を担っていくということでござい

ましたけれども、この団体の中にどんな機関が関わってくるのか、構成はどういう具合になるのか、あるいは農業委員会等との関係など、どういう具合にしていく予定なのか、ここら辺一つお教え願いたいと思います。

産業課長 渡部広保 農地利用集積円滑化事業の関係で、円滑化団体が町ということで、円滑化事業そのものでありますけれども、農家の出し手、それから受け手、その中で町が仲介するという形の事業でありますので、円滑化団体そのものについては構成員というのはございません。事務的なものを町、産業課で行うということでございます。ただ受け手の農家を町の方で探すこととなりますので、その段階で例えばいまの農業再生協議会、農業委員会等に、その農家の斡旋といいますか、探していただくとうことではお願いするところもあると思います。

5番 近藤美喜雄 いま円滑化団体の概要を紹介いただきましたけれども、これからも認定なってるようですが、ただ一つもう1回確認させてください。いわゆる一般の例えば農協が主体になってやる場合の、所有者から委任を受けて農地の売買・貸付をその機関が代行する、というところまではいかない、という説明だったか、ちょっとそこのところ。

産業課長 渡部広保 いずれ町が売買事業までやれませんが、貸付につきましては、この事業の最低条件が、委託農家の白紙委任となっておりますので、町が代行するという形になります。ですので町の方で受ける農家を探して、お互いに契約するところまで町が面倒をみる、という形でございます。

5番 近藤美喜雄 はい、わかりました。
次に、水稲直播栽培についてお伺いしたいと思います。
水稲直播は、ご承知のとおり「乾田直播」と「湛水直播」がございまして、この辺はもしやっていると、ほとんど湛水の直播だと思っておりますけれども、そのつもりでお伺いします。

全国では、北陸・東北あるいは中国・四国地域で多く取り組まれておりますけれども、安定的に取り組めれば規模拡大農家にとっては、非常に大きなメリットが生まれてくるだろうと思っております。そのためにかなり早い時期から、本町でも取り組んだ経緯がありますけれども、その後一体どうなってるのかなというのが良くわからないので、ひとつお伺いします。

本町で仮に今やられてるものがあるとするれば、その場合の品種はどんな品種を使っているのか、それからまた、最大の技術、特にコーティングは何をコーティングしているのか、この点もしわかれば教えていただきたいと思っております。

それから、本町の推移、何人ぐらいいるのか、面積はどれくらいなのか、この辺をひとつお伺いしたいと思います。

それから、直播の問題点は、倒伏とか苗立ち不足、いわゆる分けつ等だと思っておりますけれども、それから安定収量に問題があるというのが、ずっとありました。ただ新品種の開発、新しい技術の開発によって、一般稲作並みの収量と安定栽培を達成しつつあるという情報がございます。本町の場合、この後の取り組みの考え方、どういう方向に向かっているのか、取り組もうとしているのか、自然消滅の形になっているのか、ここら辺ひとつ、ざっくりばらんにお伝えいただきたいと思っております。

町長 畠山菊夫 本町では、農家の低コスト・省力化を図るため、平成12年より水稲直播栽培を実施しております。今年度は4名で2.5ヘクタールの作付予定でございます。例年2ヘクタール～3ヘクタールで推移している状況であります。直播の品種は、本町は「あきたこまち」となっておりますが、全県的に見ますと、多収穫できる「ゆめおぼこ」の作付率が伸びてきております。

また、本町における直播の栽培方法については、鉄粉コーティングされた種子を播種しております。収量についても、普通の栽培と比較して5%～10%の減となっており、直播の最大の利点である低コスト・省力化を図りながら、安定した収量を収穫できるようになってきております。ただ、直播栽培に取り組む農家数、取り組んでいる農家でも栽培面積が増えない理由としては、技術面もありますが、鉄粉コーティングされた種子でもカラスによる被害や、ほ場の見回りなど管理面で大変であり、面積は増やせないということでありました。

町としては、直播栽培が農家の高齢化問題を解決する上でも非常に重要な栽培方法となると考えますので、直播研究会、認定農業者連絡協議会と協議し、研修会等を開催し

ながら、栽培農家、栽培面積の拡大に結びつけていけないか検討して参ります。収穫量につきましては、なかなか技術面の不安、直播の技術が確立できれば、高齢者の方々は取り組んでみようかと思われまので、研究会の意見をお聞きしながら、勉強会を実施したいと思っております。

5番 近藤美喜雄 直播栽培の関係の現状は、いま町長からご紹介いただいたとおりのようでありますけれども、ただひとつ、これも私からするとちょっとびっくりしているような事例がございます、簡単にご紹介しておきたいと思っております。

鉄粉コーティングについては、同じような気がします。というのは、こういう事例がございます。農水省の情報によりますと、東北農業研究センターの研究ですけれども、いま実際の現場で出つつありますが、専用の播種機はらない、乗用管理機だとか無人ヘリを使ってやる、ですから播種栽培で非常に低コストである。

それから直播用に開発された、もうひとつ大事なのは品種の開発です。いま町長が言った、こまちだとか、ゆめおぼこというのは、そのための品種ではないと思っておりますけれども、この直播用に開発された品種「萌えみのり」というような品種があるようですけれども、この品種が食味が良くて安定多収、苗立ちが非常にいい、10アール当たりの収量は619kgというような記録がございます、安定的に収量がある、と書かれております。労働時間が10アール当たり6時間、いわゆるハウスの育苗も播種も何もいらないもんですから、非常に低コストになってる、ということで、6時間ということで従来の移植栽培からみると40%だという記録がございます。

こういう風に、大規模農家が抱える問題は、非常に手間がかかる、従来の方法ではとてもじゃないけど太刀打ちできない、限界にきている可能性がある、これは非常に良い情報じゃないかと思っております。ですからこれは本当に、わざわざ行ってみてもらう価値があるんじゃないか感じておりますけれども、このあとひとつご検討いただければと思っております。

次に、本町農村の将来を担う担い手の養成講座の開設について、でございます。

将来を担う若い農業者の養成のために、特設講座を開設して、町内外、企業の一流講師陣を配し、グローバル社会への対応力、経営力、最新技術や農業法人の組織化にも備えた、担い手の育成に努めてはどうだろうか。こういったことを、ご提言したいと思っております。

担い手農家を、将来は農業法人に育て上げるという風なことが、私なりの考え方からいきますと、大変重要なテーマになってくると思っております、これらの内容を含めた講座ができないものかどうか、という風なことで、いわゆる将来本町の農業を担う方々の育成に努めるということが、非常に大きなテーマとして大事なテーマと思っております。そういう面では、町がリーダーシップをとって、手を差し伸べてあげるというのが非常に大事だと思っておりますので、その点をひとつご検討いただければと思っております。

次に、本町農業の推進プランについてでありますけれども、真剣に向き合わなければ農業社会というものが崩壊してしまうような感じもあります、いわゆる町が農業のために独自の進め方をしていくための策定を求めたい、そういうような計画を組めないか、という風なことを町長から気持ちをお伺いしたいと思っております。

いまこれから地域農業マスタープランというのが入ってきておまして、地域の声を反映させながら、各地域各集落、あるいは町全体の農業の方向を定めていかなければと思っておりますけれども、こういう風な農地の集積を、このプランの中で大事な位置付けとなっているのは、農地の集積がやはり、いわゆる将来この集落は、誰がどういう風に担っていくのか、どういう機関が田んぼをやっていくのかという、ぎりぎりのところまできておりますけれども、いわゆるその計画の中の「中心経営体」といわれるものは一体どのようにして考えているのか、この点について、いわゆる町の進めるためのプラン、独自プランを考えられないかどうか、この点をひとつご紹介いただきたいと思っております。私ちょっとはしよった関係で、ひとつ前問のほうの特設講座の関係について、取り落とししてしまいました。併せてお願いいたします。

町長 畠山菊夫 前問の養成講座の開設についてでありますけれども、これは私も非常に大事だと思っております。法人化への移行など、やはりきちんとしたリーダーが必要かと思っておりますので、担い手の育成につきましては、本町農業の重要課題として、取り組んでいかなければなりません。

ご質問にあります担い手の養成講座の開設を含め、国・県の研修事業、補助事業の活

用、組織の立ち上げなども視野に入れながら、前向きに検討し、実施していきたいと思っております。

推進プランについてですけれども、本町独自のプランとしては、平成16年に「八郎潟町地域水田農業ビジョン」を策定し、毎年改正をしてきたところですが、戸別所得補償制度が創設されたことにより、平成22年度から改正しておりません。まずは、現在取りかかっている「地域農業マスタープラン」を本町独自のプランとして策定を急ぎたいという考えであります。

地域農業マスタープランについては、町の中心となる経営体、農地を提供する農家、農家子弟を含む新規就農者などを具体的に位置付けしていくものであります。このプランに位置付けされると、新規就農者に対する「青年就農給付金」、農地の出し手に対する「農地集積協力金」、認定農業者に対する「スーパーL資金の5年間無利子化」などの支援を受けることができます。

中心経営体については、法人・認定農業者が中心となりますが、今後実施するアンケート調査などにより、意向を確認しながら、実際に農地を集積して規模拡大していく意欲のある経営体を、このプランに位置付けしていきます。

なお、このプランにつきましては、農家の方の名前、年齢、農地の地目・地番まで掲載されることとなりますので、個人情報の取扱について、農家の方から同意をいただきながら進めることとなります。以上であります。

5番 近藤美喜雄 いまマスタープラン絡みの本町の農業の将来計画というものに、町長、頭をまわしているようではありますが、よろしく願いいたします。特にいま紹介されました、地域農業マスタープランの関係については、非常に大事な作業になると思いますので、地域農業者に対する予備知識なり十分与えて、集落の考え方、そういう風なものをきちりとまとめて、将来のために役立つ計画作りをしていただきたい、こう思っているところです。

特に町には、大構想であります基本構想が、各分野に渡る基本構想がありまして、その中でも農業関係というのは当然入りますけれども、それはそれとしても、農業の具体的な進め方について、非常に大事だなと思っております。特にマスタープランの策定については、集落の関係でどの程度まで入ってどこまで話し合いなり、あるいはアンケートなり色んなことやると思いますが、非常に大事だなと思っております。この辺、町長の気持ちを伺えればと思います。

町長 畠山菊夫 この議会終了後に、全農家を対象にアンケート調査を実施する予定でございます。7月中旬に調査の回収・集計作業を終えて、8月から全町数カ所に分けて事業内容・アンケート調査の結果を説明し、話し合いの場を持ちながら、最終的には4月に立ち上げている、人・農地プラン検討会での審査を経て、そしてまた9月中には作成したいと考えております。これはきちんとやっていかなければな、と思っております。

5番 近藤美喜雄 以上で私の質問を終わります。一問一答の形というのを模索しながら、どういう具合にやったらいいかというのを考えながらの質問でございましたけれども、これからまた色々形を研究していきたいと思っております。どうもありがとうございました。

議長 小野廣 これにて5番 近藤美喜雄君の一般質問を終わります。
次に、10番 畠山金美君の一般質問を行います。

10番 畠山金美 最後になりましたけれども、皆さま大変お疲れになったと思いますが、よろしく願いしたいと思います。

一問一答、三者三様と申しますか、私の今回の通告、この場に及んで、いやあ大変申し訳なかったな、と。書き用がわからなかったもので、簡潔すぎましてですね、当局の方も非常に困惑したのではないかな、と思っております。一問一答に入りまして関連した質問をさせていただくつもりですが、もしも逸脱した方向に行きかけた場合には、議長から速やかに注意をいただくように、よろしく願いしたいと思います。

2つの質問をさせていただきました。まず今話題となっております

1. 秋田県市町村未来づくり協働プログラムについて

通告したとおりの箇条書きの形ですので、そのとおり読ませていただきます。

- 行政が主体的に主導していききたい分野、これはどこにあるのか
 - 申請の期限をいつに設定しているのか
 - プロジェクトチームの構成メンバーと検討会のメンバーは
 - 検討会の進捗状況を公開していく考えはあるか
 - 次の質問は未来づくりですので
 - 地域資源や歴史・文化などから、新たな価値を生み出すために課題となっている事は何か
- 今回のプログラムは、恐らくこれが問題かなと思っております。新たな価値を生み出す。これ大変な重いテーマであります。これにとって今行政として課題となつてぶつかっているものはなんなのか、もしありましたらお願いいたします。
- それと関連して
- 課題の種類と、その解決のための方策について、今現在言えることは何か
 - そして最後に、一問一答のところ、できれば町長からいただきたいのですが、議員として、かつ町民として、私なりの考えを提案させていただきますので、これについても、もし町長から反問等ありましたら、よろしくお願ひしたいと思います。

2. 災害時における役場そのものの避難をどうするかについて

- これもポイントで箇条書きにしましたので、このとおりに読ませていただきます。
- 庁舎耐震診断の結果はいつ頃でののか
 - 地震時の役場職員の避難訓練は必要ではないか
 - 災害時の役場としての中核機能の移転をどう捉えているか
 - 職員の避難訓練に重要機材の搬出・移動などの想定はあるか
 - 町民のデータベースのバックアップ状況はどうなっているか
 - 津波などの際は役場4階も避難移動場所として考えられる。
 - 日頃から少しずつ整理しておく必要があると思うが
 - 被災直後は情報の発信がとにかく重要となる。それらの機材の喪失を極力避ける訓練は現在しているか
- こういった質問でありました。以上、この場での質問を終わらせていただきます。

町長 畠山菊夫

1. について

- 最初に現在までの進捗状況並びに今後のスケジュールについてご説明いたします。
- プロジェクトの素案づくりに向け、現在6月末を期限に町民からアイデアを募集しております。また、5月初めに役場内に副町長を委員長とした職員9名で構成するプロジェクトチームを設置し、素案のたたき台となるものを検討しております。今後、町民のアイデアの検討、事業に関係する団体との協議、秋田地域振興局との協議を重ねて10月～11月頃を目途に素案をとりまとめることにしております。12月定例会で、プロジェクト素案について議員の皆様説明するとともに、ハード事業を伴う場合、基本設計等の予算を計上したいと考えております。
- 議会の皆様のご了承を得たプロジェクト素案をあきた未来づくり本部へ提出し、その後市町村と県の関係課で構成されるプロジェクトチームが設置されます。このプロジェクトチームでは市町村の素案を基に、県事業や国・県の補助事業等をパッケージ化し、プロジェクト案をとりまとめることとなります。その後、プロジェクトチームで合意されたプロジェクト案を県のあきた未来づくり本部長に提出し、市町村によるプレゼンテーションの後、県知事、副知事、本庁の各部長等で構成される本部会議で正式に採択されます。プロジェクトの採択は、ハード事業を伴う場合、基本設計が必要となるため3月以降、事業実施は6月以降の計画としております。

○行政が主体的に主導していききたい分野はどこか、ということですが、今、庁舎内のプロジェクトチームではあらゆる分野の中からたたき台となる案を検討しており、町の地域活性化と町民生活の向上という観点から対象事業を絞りこんでまいりたいと考えております。

○次に、申請の期限をいつに設定しているかということですが、先ほど申し上げましたとおり、10月～11月を目途に素案を取りまとめ、議会のご了承後秋田未来づくり本部へ提出したいと考えております。

○次に、プロジェクトチームの構成メンバーと検討会のメンバーはということですが、プロジェクトチームのメンバーは、市町村と県の関係課と秋田地域振興局の職員となります。また検討会のメンバーは民間アドバイザーと市町村長、関係団体、市町村、県、

地域振興局職員となります。

○次に、検討会の進捗状況を公開していく考えはあるかということですが、公開できるものについては、町ホームページ、広報等で公開し、町民の皆様へ情報を提供していきます。

○次に、地域資源や歴史・文化などから、新たな価値を生み出すために課題となっている事は何かということですが、町の観光事業は、「一日市盆踊り」「願人踊」がメインであります。両事業も単発型のイベントであり、1年を通した来客は期待できません。観光資源では「八郎湖」「浦城跡」がありますが、観光地というところまで至っていないのが実情であり、観光事業は大変厳しい環境にあると思います。

○次に、課題の種類と、その解決のための方策について、今現在言えることは何かということですが、観光客が来ても、地元産業への波及がなければ意味がなく、観光客と地元商工業者を結ぶ拠点が必要と思います。今ある観光資源を最大限に利用した「観光商品」の開発も必要かと思えます。また、一年を通して安定した観光客は見込めないもので、観光面だけでなく、町民も利用できる多目的施設等の建設も一案かと思えますが、建設後のランニングコストも考慮しなければなりません。

2. について

○最初に、庁舎耐震診断の結果はいつ頃出るかということですが、6月中に耐震診断の委託業務を発注します。調査には、約6ヶ月かかりますので、年内には結果が出ると思います。

○次に、地震時の役場職員の避難訓練は必要でないかということですが、火災時の避難訓練は、毎年実施しておりますが、地震を想定しての避難訓練は実施しておりません。町地域防災計画では、防災訓練として、通信訓練・動員訓練・避難訓練等を行うことが記載されており、今後計画に従い訓練を実施したいと考えております。

なお、地震時の職員の動員・役割分担については、地域防災計画とは別に地震災害緊急対応マニュアルを策定しておりますので、マニュアルに従い対処してまいります。

○次に、災害時の役場としての中核機能の移転をどう捉えているかということですが、今年度実施の耐震診断の結果によりますが、役場は災害時の指揮系統の拠点となるため、現在のところ役場機能の移転は考えておりません。

○次に、火災による職員の避難訓練では、各課の重要書類・システムのバックアップデータの搬出は行っておりますが、人命優先のため、重要機材の搬出・移動はしておりません。今後実施する地震による避難訓練では、津波を想定した場合の重要機材の搬出・移動が可能かどうか検討してまいります。

○次に、町民のデータベースのバックアップ状況はどうなっているかということですが、基幹系の住基システム、税務システムについては、システム担当が毎日DATテープにバックアップをとり、災害時に持ち運びできるような体制をとっております。本町では、4世代管理方式で前4日分のデータをテープにバックアップしております。戸籍のシステムについても、2世代管理方式によりバックアップし不測の事態に備えております。その他のシステムについても、各課でバックアップしております。

○次に、津波の際は、役場庁舎が避難場所として大きな役割を果たすものと考えます。現在4階ホールは書庫室となっており、また、古い事務機器・機材等も置かれている状況ですので、今後、整理整頓に努めてまいります。

○次に機材の喪失を避ける訓練ですが、本町の情報伝達は、防災行政無線・防災ネット八郎潟となります。防災行政無線の機材関係は、1階の防災無線室に固定されており、また、防災ネットについては、機材の移動は可能ですが、現在のところ機材の喪失を避ける訓練は行っておりません。

ちなみに、庁舎が津波や地震により崩壊した場合、防災行政無線・防災ネット八郎潟では情報伝達が出来ませんが携帯会社の緊急速報メールについては、秋田県庁総合防災課と連携し、町に変わって情報を伝達することが可能となっております。

なお、ツイッターやフェイスブックなどによるアカウントの開設を行うなど、情報伝達の手段は複数存在しますが、これらの手단을構築あるいは維持するためには、新たな職員配置が必要となり、現状では困難と考えております。

10番 畠山金美 大変ご丁寧なご答弁でしたので、なかなか討議等しづらくなりましたけども、まず最初の質問になりますが、たいがい行政のトップとなりますと、持論等あると思えますけども、これは力いれたいな、と思うのもありましたら。

町長 畠山菊夫 今プロジェクトチームで検討しておりますので、私が言うとなかなか、ということありますので、控えさせていただきたいと思います。

10番 畠山金美 全くごもっともかな、と思います。確かに町長の発言は影響力ありますので、それ発言してしまうと、各メンバーが影響当然あるだろうと思いますので、これ質問としては良くなかったな、と思います。

まあ町の広報で公募されたわけですが、これそうしますと6月期限ということですので、実質2ヶ月に亘って公募を試みたということですか。

総務課長 渡部博英 町民のアイデアに関しましては、4月広報、あとホームページ等でお知らせしております。

10番 畠山金美 これは一つの期待なんですけど、これからの色んな事業ありますけれども、町民のアイデアというのは貴重なものになってくると思いますので、広報を活かして粘り強く続けていっていただきたいなと思います。

役場職員が9名ということですが、これは幹部クラスということですか、それとも若い職員を抜擢する、その辺はどうですか。

副町長 桜庭規祥 9名の中身というのは、主に若手クラスでなっております。

10番 畠山金美 今のお答え、非常に嬉しいと思いましたが、やはり若い人の発想、柔軟性ありますので、是非ともそういう場にどんどん若手を起用していただければな、と思います。

それで私の方から、提案ということで先程この場でさせていただいたら、町長その場でそれを聞いて、反問ということであれば非常にありがたいなと思いますが、まず町づくりですのでコミュニティだと思っんですね、コミュニティが盛んな所は、自殺する人が少ないというはっきりした統計も出ている訳なんです。ですからこのコミュニティが行政と町民との信頼関係、この絆をがっちり強くしていくものですので、私このぶれることのない事業を推し進めていっていただきたいわけで、その中に一日市盆踊り、やはり一日市盆踊りじゃないかなという風に私思ってます。

400年以上の先人が維持してきた祭りの根幹がコミュニティというところに行き着くわけで、ではこの一日市盆踊りとはなんぞやということになりますと、秋田県3大盆踊りという看板ついてます。秋田県の3大盆踊りですので、県のでこ入れが得られやすいテーマではないかな、と思うわけです。

一日市の特徴は、仮装、そして参加型、これは西馬音内にも毛馬内にもない、全く特有の良いところのポイントですので、これは先人が残してくれた非常にすばらしい財産だと思ってます。ですから、仮装で参加できる町、仮装がおもしろい町なんだ、というアドバルーンを高々と上げてほしいわけですね。これ全国色んな盆踊りあるかわかりませんが、とにかく見て楽しい、参加してなお楽しい盆踊りは、なかなかないと思いますので、この盆踊りというのを是非とも、県の3大というこの看板を県にケアしていただいて、てこ入れ手伝っていただければ、非常にありがたいなと思います。

先程、町長の答弁では、一過性のものだとおっしゃいましたが、この仮装となると年間を通して話題が維持されます。祭りの良いところは、前と後ろがあるので非常に長いスパンで人々のコミュニティが繋がってますので、ましてや全国に誇れるだけの仮装の町だと、もしなかった場合、やはり町民は仮装をテーマに1年間をとおして色んな話題が欠かせないということは明白だと私は感じているわけですね。

ですからこの盆踊りに関しては、仮装の町盆踊り八郎湯、というアドバルーンを高々と上げていただきたいということに対して、私の提案ですので、町長からもし反問とかあれば。

町長 畠山菊夫 一つの提案として、役場の方に提出していただきたいと思います。反問はございません。

10番 畠山金美 盆踊りに関して、言い忘れたんですが、この年間をとおしての中で、コンテストを開いていただきたいわけですね。これ提案ですけども、やはり町内外、県外からもコンテストを開きますので、どうぞすばらしい仮装を持ち寄ってください、ということを経年開くというような、そういうことであれば、なおさら交流人口に繋がって、活性化に繋がっていくのではないかな、と思います。

2問目になりますが、よろしく願いいたします。

これも非常にご丁寧なお答えいただきましたので、特に質問がありませんのですが、耐震の結果がまず年内にできる、ということでしたが、これ新庁舎を考えざるをえない状況の基準というもの、もしあれば、例えばあまりにも補強のお金がかかりすぎるとか、その辺は今、町長の現段階ではあれですか。

町長 畠山菊夫 結果が出てから、予算も考えなければいけないので、どういう風なことを進めて行ったらいいのか、今の所は結果次第でございますので、今は答弁は避けたいと思います。

10番 畠山金美 火災訓練は実施していると、その実施の内容と反省点等もしありましたらよろしく願いいたします。

総務課長 渡部博英 火災訓練は毎年実施しておりますけれども、火災が起きたという想定の下で各係がありますので、その係が職務によって動くということで、湖東消防署の指導を仰ぎながら実施しております。

10番 畠山金美 地震の訓練はやっていない、今現在は火災のみ、ということでしたが、まず去年の津波を見せられますと、想定内とは言えないわけなんで、水害を想定した訓練の必要性というのは、ちょっとこの場で伺えないでしょうか。

町長 畠山菊夫 まず今、県の方で日本海でM8.6で発生した場合のシミュレーション、これを今検討しております。その規模で発生した場合、船越水防の方からこちらの方にどれだけの規模でくるのか、シミュレーション出てくると思いますので、その結果を見ながら対応したいと思っております。

10番 畠山金美 役場1階には、情報発信という災害時最も重要な情報発信の機材が集中していると言っていると思いますが、先程のお話ですと固定されたものもあるし、移動できるものもあるというお話でしたが、これは細工すると、すぐ3階4階に移動できるように、今からある程度準備とかも、その気になればできるものがありますか。

町民課長 落合智 防災行政無線の機能については、ちょっと多額の費用がかかる、ということがあります。ただ防災ネットにつきましては、端末だけがあるということで、その機材の移動については可能ですけれども、持って行ったにしてもケーブル関係が整っていないというようなことがありますので、その次の段階の検討が必要になってきます。

10番 畠山金美 これで終わりますが、まず備えあれば何とか、というのは当然ですので、今のように対応できるものに対しては、即日検討加えていただければ安全安心な役場、ということになりますので、よろしく願いいたします。

という感じ、今まあ一問一答、私のイメージでさせていただいたんですが、これはまたこれで議運の方でも色々ご指摘あると思いますので、こういう形で今回終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長 小野廣 これにて10番 畠山金美君の一般質問を終わりますが、午前中に行った、4番 金一義君の質問の中において、社会福祉協議会職員の関係で、修正があるということで、副町長の方から答弁しますので、お願いします。

副町長 桜庭規祥 午前中に金議員にお答えしました数ですけれども、正職員7、臨職7、その他23、合計37名ということでお答えしましたが、ちょっと数え間違いありまして、24年の4月1日現在では、正職15名、臨時これは常勤と登録とパートとありますが、含めて21名、合わせて36名、そういったカウントになっておりますので、訂正いたします。以上です。

議長 小野廣 これにて一般質問を終わります。
これより各常任委員会を開いていただきます。明日最終日は、午後3時に本会議を開きます。
本日の会議は、これをもって散会いたします。

(午後2時41分)

平成24年八郎潟町議会6月定例会 会議録

第3日目 平成24年6月8日(金)

- 議長 小野廣 皆さま、ご苦労様でした。ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、八郎潟町議会6月定例会は成立いたしました。
これより本日の会議を開会いたします。答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課課長、会計管理者であります。
本会議で、各常任委員会に付託された議案について、各常任委員長の報告を求めます。始めに、総務教育常任委員長、近藤美喜雄君の報告を求めます。
- 5番 近藤美喜雄 総務教育常任委員長報告(別紙報告書のとおり)
- 議長 小野廣 次に、民生産業常任委員長、村井剛君の報告を求めます。
- 8番 村井剛 民生産業常任委員長報告(別紙報告書のとおり)
- 議長 小野廣 これより、各常任委員長報告に対する質疑を行います。
始めに、総務教育常任委員長、近藤美喜雄君に対する質疑を行います。
質疑ございませんか。
質疑がないようなので、総務教育常任委員長に対する質疑を終わります。
次に民生産業常任委員長に対する質疑を行います。質疑ございませんか。
はい、4番 金一義君
- 4番 金一義 今回の委員長の報告の中にはなかったようですけども、商工費の中小企業振興融資保証料補助金4万円を補正であげてあるようですけども、補正額の前は28,000千円くらいあったんですけども、これは要するにもう使い果たして足りなくなっている補正なのか、そこら辺どういう検討されたのか、わかりましたら。
- 8番 村井剛 27ページの中小企業振興融資保証料補助金、という風になっておりますが、4万円の補正でありますけれども、特に委員からの発言はなかったわけですが、いわゆる現実的に不足額ということでの、当局からの説明がありましたので、そのように理解しております。それ以上の審議は特別しませんでした。
- 4番 金一義 この利用された企業は何件あって、報告ありまして、こういう4万円の金額の精算というんですかね、本来足りなければ補正するのかそこら辺どうなのか、この4万円で、またこの金額でこの後の形が整うのか、そこら辺まで討議されたかどうか。
- 8番 村井剛 特にその点までの審議はありませんでした。
- 議長 小野廣 他にございませんか。
質疑がないようなので、民生産業常任委員長に対する質疑を終わります。
これにて、各常任委員長に対する質疑を終わります。
討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 小野廣 討論なしと認めます。採決いたします。
日程第3、議案第29号 平成23年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)の専決処分について、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議長 小野廣 ご異議なしと認めます。よって議案第29号は、原案どおり承認されました。
次に日程第4、議案第30号 平成23年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算(第6号)の専決処分について、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議長 小野廣 ご異議なしと認めます。よって、議案第30号は原案どおり承認されました。

次に日程第5、議案第31号 平成23年度八郎潟町一般会計補正予算(第8号)の専決処分について、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 小野廣 ご異議なしと認めます。よって議案第31号は、原案どおり承認されました。
次に日程第6、議案第32号 八郎潟町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 小野廣 ご異議なしと認めます。よって議案第32号は、原案どおり承認されました。
次に日程第7、議案第33号 八郎潟町町税条例の一部を改正する条例の専決処分について、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 小野廣 ご異議なしと認めます。よって議案第33号は、原案どおり承認されました。
次に日程第8、議案第34号 八郎潟町印鑑条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 小野廣 ご異議なしと認めます。よって議案第34号は、原案どおり可決されました。
次に日程第9、議案第35号 八郎潟町公告式条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 小野廣 ご異議なしと認めます。よって議案第35号は、原案どおり可決されました。
次に日程第10、議案第36号 八郎潟町敬老祝い金条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 小野廣 ご異議なしと認めます。よって議案第36号は、原案どおり可決されました。
次に日程第11、議案第37号 八郎潟町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 小野廣 ご異議なしと認めます。よって議案第37号は、原案どおり可決されました。
次に日程第12、議案第38号 町道路線の認定について、原案どおり決することに、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 小野廣 ご異議なしと認めます。よって議案第38号は、原案どおり可決されました。
次に日程第13、議案第39号 秋田県町村土地開発公社の解散について、原案どおり決することに、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 小野廣 ご異議なしと認めます。よって議案第39号は、原案どおり可決されました。
次に日程第14、議案第40号 秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について、原案どおり決することに、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 小野廣 ご異議なしと認めます。よって議案第40号は、原案どおり可決されました。
次に日程第15、議案第41号 平成24年度八郎潟町一般会計補正予算(第1号)について、原案どおり決することに、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 小野廣 ご異議なしと認めます。よって議案第41号は、原案どおり可決されました。
次に日程第16、議案第42号 平成24年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、原案どおり決することに、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 小野廣 ご異議なしと認めます。よって議案第42号は、原案どおり可決されました。
次に日程第17、議案第43号 平成24年度八郎潟町公共下水道事業特別会計への
繰り入れの補正について、原案どおり決することに、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 小野廣 ご異議なしと認めます。よって議案第43号は、原案どおり可決されました。
次に日程第18、議案第44号 平成24年度八郎潟町公共下水道事業特別会計補正
予算(第1号)について、原案どおり決することに、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 小野廣 ご異議なしと認めます。よって議案第44号は、原案どおり可決されました。
次に日程第19、議案第45号 平成24年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算(第
1号)について、原案どおり決することに、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 小野廣 ご異議なしと認めます。よって議案第45号は、原案どおり可決されました。
次に日程第20、議案第46号 平成24年度八郎潟町上水道特別会計補正予算(第
1号)について、原案どおり決することに、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 小野廣 ご異議なしと認めます。よって議案第46号は、原案どおり可決されました。
次に日程第21、報告第2号 平成23年度八郎潟町一般会計繰越明許費繰越計算書
の報告について、を上程いたします。提案者の報告を求めます。

町長 畠山菊夫
報告第2号 平成23年度八郎潟町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

平成23年度八郎潟町一般会計予算の浄化槽設置整備事業、農業体質強化基盤整備促
進事業、戦略作物生産拡大緊急基盤整備事業に係る繰越明許費繰越計算書を別紙のと
おり調整したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

議長 小野廣 日程第21、報告第2号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 小野廣 質疑ないようですので、質疑なしと認めます。報告第2号の報告を終わります。
次に日程第22、報告第3号 平成23年度八郎潟町公共下水道事業特別会計繰越明
許費繰越計算書の報告について、を上程いたします。提案者の報告を求めます。

町長 畠山菊夫
報告第3号 平成23年度八郎潟町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告につ
いて

平成22年度八郎潟町公共下水道事業特別会計予算の公共下水道事業、秋田湾・雄物
川流域下水道事業に関わる繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調整したので、地方自
治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

議長 小野廣 日程第22、報告第3号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
はい、5番 近藤美喜雄君

5番 近藤美喜雄 いま町長から説明がございましたけれども、この本文は22年度でよろしいわけ
ですか。

議長 小野廣 暫時休憩します。
(休憩)
(再開)

議長 小野廣 再開します。

建設課長 吉田久壽 報告資料の22年度は23年度の訂正でございます。申し訳ございませんでした。

議長 小野廣 他に質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 小野廣 質疑なしと認めます。報告第3号の報告を終わります。
次に日程第23、報告第4号 平成23年度八郎潟町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、を上程いたします。提案者の報告を求めます。

町長 畠山菊夫 報告第3号については、大変申し訳ございませんでした。
報告第4号 平成23年度八郎潟町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

平成23年度八郎潟町介護保険特別会計予算の介護保険システム改修事業に係る繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調整したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

議長 小野廣 日程第23、報告第4号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 小野廣 質疑なしと認めます。よって、報告第4号の報告を終わります。
次に、日程第24 請願・陳情について採決いたします。
受理番号 第7号の陳情について、委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 小野廣 ご異議なしと認めます。よって受理番号 第7号は採択すべきものと決しました。
次に日程第25、議員派遣について、配付資料のとおり議員を派遣することに、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 小野廣 ご異議なしと認め、そのように決定しました。
次に、お手元に配付されている資料のとおり、追加日程が2件あります。このことについて、議会運営委員会が開催されております。議会運営委員長報告を求めます。

1番 伊藤秋雄 私から、本定例会の追加日程を審議いたしました当議会運営委員会の審議経過と結果についてご報告いたします。
本日、午後2時から第1委員会室において、委員会が開かれました。追加する案件は、去る6月25日議員研修として、国会に意見書を提出することにしており、この意見書について当議会運営委員会で、別紙のとおり2件追加提案を行うこととしました。
以上、議会運営委員会の報告といたします。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 小野廣 委員長報告のとおり、これを日程に追加し、議題とする事に、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 小野廣 ご異議なしと認め上程します。それでは、追加日程第1、発議第3号 八郎湖の水質改善対策の実施に関する意見書(案)について、を上程します。提出者の説明を求めます。

1番 伊藤秋雄 発議第3号 八郎湖の水質改善対策の実施に関する意見書(案)について、上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により、提出いたします。
提案理由、八郎湖の水質改善対策を抜本的に進めることは、本町及び湖岸住民にとって喫緊の課題であり、法第99条の規定に基づき、関係行政庁並びに国会に対し、意見書を提出するものです。よろしくお願いいたします。
平成24年6月8日提出 提出者は、伊藤秋雄、村井剛、近藤美喜雄、畠山金美
八郎潟町議会議長 小野廣 様 以上でございます。

議長 小野廣 これより、発議に対する質疑を行います。質疑ありませんか。はい、4番 金一義君

- 4番 金一義 ただいま委員長から報告ありましたけども、この文言はまああれですけども、提出先の、ここに書いてあるこの大臣の所に、この方々の所に足を運ぶわけですか。それと、この日程が果たしてこの日の行動の中に合うのかどうか、時間的余裕がですね。そこら辺をお知らせください。
- 1番 伊藤秋雄 議会運営委員会の中でも色々揉まれました。時間的にどうなのかということもありました。一応、衆議院議長、参議院議長、内閣総理まで行って、それからここには書いてありませんが、地元議員の方に回して行きたいお願いして行きたいということのお話しもされました。ここに記載されておりませんが、先程2時から行われたものですので、秋田県出身議員の方にも回りたいということで、お話ししております。
- 4番 金一義 そうすると総勢で、何名の国会議員の方にお会いして、まあ会わなくても事務所なんかにお邪魔して、秘書さんに差し上げるんじゃないかという想像なんですけども、不在の場合ですね。もし前もってコンタクトとっておるんでしょうけども、事務所なんかをばらけておる場合がありますので、その日程等の時間的な計算までされて、こういう形のものを作ったのか、そこら辺。秋田県の議員というと衆参だと思んですけども、そういう方々全員なのか、例えば2区から選出された方なのか、そこら辺もはっきりしておかないと、ただ漠然とされておってもうまくないし、この場ではっきりしてください。
- 1番 伊藤秋雄 今の質問にお答えいたします。正直言って、何人行くかまで、まだ話し合っではおりません。後日また各委員同士で委員長集めて、このことについても話を進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。
- 4番 金一義 そうすると今委員の方々という話なんですけども、要するに全員といってもこの人数な訳なんですよね。委員でない方が2、3人しかいないんですよ。はっきり言って。そうすると他の2、3人の方は全然わからなくて、30人も40人も議員おった場合は別ですよ。ここに議案上程した以上は、やっぱり明確にこの場でしておかないと、特定の人間だけがわかっておって、あと知らない人は当日まで何もわからないで、そこら辺やり方がベターでないと思う訳で、ここに上程した場合は、そういうのきちっとしておかなければ、議員は10人しかいないんです。委員の方6人なんで3人が4人でしょ。そういうのきちっとして、後日というのは、今日ここに上程する必要がなかったかと思えます。
- 1番 伊藤秋雄 そのこともあります。それからもう一つは、議会終了後、このことについて全員協議会を開いたらどうなのか、というお話もありました。そういうことでもし皆さんがそうであれば、議会終了後に全員協議会を開きたい、そういう意見を皆さんの意見もありますので、それをとり諮ってもらいたいと思います。よろしく申し上げます。
- 議長 小野廣 暫時休憩いたします。
(休憩)
(再開)
- 議長 小野廣 再開します。
- 1番 伊藤秋雄 いま質問がありましたので、お答えいたします。今回の陳情に対しては、町長も同行お願いしたいと思っております。それから時間的には、頑張ればできるのではないかなと思っておりますので、国会議員が7名ということで、そういった県出身者の方々と色々な方に要望してきたいと思っておりますので、ご協力よろしくお願ひいたします。
町長と連名でいきたいと思っておりますので、議長の方から取り計らいをお願いしたいと思ひます。
- 議長 小野廣 いま議会運営委員長の報告説明ありましたように、陳情については、町長と議長と連名で提出するということで、ご了解願ひたいと思ひます。
他にありませんか。
(質疑なしの声あり)
- 議長 小野廣 質疑なしと認めます。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

- 議長 小野廣 討論なしと認めます。採決します。
発議第3号について、発議のとおり決することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議長 小野廣 ご異議なしと認めます。よって、発議第3号は可決されました。
次に追加日程第2、発議第4号 日本海国土軸の構築と社会資本整備を求める意見書
(案)についてを上程します。提出者の説明を求めます。
- 1番 伊藤秋雄 発議第4号 日本海国土軸の構築と社会資本整備を求める意見書(案)について
上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。
提案理由、日本海側と太平洋側の物流並びに人的交流を確保することは、本町及び秋
田県の重要な課題であり、早期に整備促進を図られるよう、法第99条の規定に基づき
関係行政庁並びに国会に対し、意見書を提出するものです。
平成24年6月8日提出 提出者 伊藤秋雄、村井剛、近藤美喜雄、畠山金美
八郎潟町議会議長 小野廣 様
- 議長 小野廣 これより、発議に対する質疑を行います。質疑ありませんか。はい、4番 金一義君
- 4番 金一義 これもそうすると、さっきと同じくということでしょうか。そこも説明してもらわないと。
- 1番 伊藤秋雄 発議3号と4号同じく、国会議員に行くのと同じく7名ということで、それで同じく町
長名の連名と町長からも同行してもらいたいと、こう思っておりますので、議員の方々
もよろしく願います。
それから付け加えますが、資料の方でなにぶん時間が足りなかったということありま
したので、本当に皆さんに資料不足ということでお詫びいたします。
- 議長 小野廣 他に質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)
- 議長 小野廣 質疑なしと認めます。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 小野廣 討論なしと認めます。採決します。
発議第4号について、発議のとおり決することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議長 小野廣 ご異議なしと認めます。よって、発議第4号は可決されました。
今期、定例会に付議された事件は全て終了しました。これをもって、八郎潟町議会6
月定例会を閉会いたします。

閉会 午後4時